

参議院文教委員會會議錄第七号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前
十時四十四分開会

委員の異動

本日委員郡祐一君及び吉田法晴君辭任につき、その補欠として吉田萬次君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
吉江 勝保君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

川村 松助君
林屋龜次郎君
三浦 義男君
吉田 萬次君
秋山 長造君
高田なほ子君
松永 忠二君
矢嶋 三義君

國務大臣 文部大臣 松永 東君
政府委員 文部大臣 柏原益太郎君
勸業部長 小山 長規君
防衛行政局長 山下 武利君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省社会教育局長 福田 繁君

文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工渠 英司君
会専門員 塚田 治作君

説明員

文部省初等中等教育局保健課長 塚田 治作君

本日の會議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選

○本委員會の運営に関する件

○国立競技場法案(内閣提出、衆議院送付)

○學校保健法案(内閣提出)

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(小学校または中学校の學齡兒童生徒の区域外入學に関する件)
(自衛隊の航空基地周辺における騒音防止に関する件)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員會を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日郡祐一君、吉田法晴君が辭任され、その補欠として吉田萬次君、矢嶋三義君がそれぞれ選任されました。

○委員長(湯山勇君) 次に、林田君から都合により理事を辭任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。つきましては、直ちにその補

欠互選を行いたいと存じます。この互選の方法は、成規の手続を省略して便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。それでは私が吉江勝保君を理事に指名いたします。

○委員長(湯山勇君) 最初に、昨日行いました理事会の経過を御報告いたします。

○委員長(湯山勇君) それでは私からお答えいたします。ただいま御質問の点につきましては、昨日理事会において協議をいたしましたわけでございまして、四月から実施するということなことを聞いておるのだから、ぜひそれまでにやらなければならぬという強い御発言もございました。これに対して、一方においては、一応、文部省の方からいろいろ勤務評定の内容その他について事情を聞いて、その上で必要があれば、前回きめましたような参考人と呼ぶというようにしていただいたいという御発言もありまして、結局結論を得るに至らなかったというものが、昨日の経過でございます。

○委員長(湯山勇君) 次に、著作權法の改正については、引き続き検討を加えることになりました。先般御協議願いました教職員の勤務評定、道徳教育、科学技術振興に関する参考人の出席日時等については、次回の理事会で御協議願うことになっております。以上の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。
○秋山長造君 ちょっとお尋ねします。この前の委員会で理事会の決定について御報告があった中に、勤務評定

の問題について、全国都道府県教育委員長協議会あるいは教育長協議会の代表者と呼んで質疑をするという話がありました。そのときの話しでは、適当な機会にというように非常にぼやけた話だった。この適当な機会にといひましても、これは時期的に非常に緊急を要する問題だと私は思うのです。にもかかわらず、その点について、きのうの理事会で協議がなかったのかどうかお尋ねします。

○委員長(湯山勇君) それでは私からお答えいたします。ただいま御質問の点につきましては、昨日理事会において協議をいたしましたわけでございまして、四月から実施するということなことを聞いておるのだから、ぜひそれまでにやらなければならぬという強い御発言もございました。これに対して、一方においては、一応、文部省の方からいろいろ勤務評定の内容その他について事情を聞いて、その上で必要があれば、前回きめましたような参考人と呼ぶというようにしていただいたいという御発言もありまして、結局結論を得るに至らなかったというものが、昨日の経過でございます。

任においてやられるべきことだ、だから文部省が真正面からやることではないという説明も聞いてきておるわけですね。ですから条件も変り、情勢も変り、そうしてまた、その法律上の建前から言いました、昨年当時とは違つておるのですからね。だからやっぱこれは文部省に聞くといったって、人のやったことを文部省に聞くというのは、これは筋が違ふと思うので、やっぱりやったことはやった人から聞くのが、私は当たり前だと思うのです。

従いまして、全国教育長協議会なり、教育委員長協議会の責任においておやりになつてゐることを聞くのですから、これは文部省に聞くのは筋違いであつて、これは当然最初理事会でおきめになつたように、これは全国教育長協議会なり、あるいは教育委員長協議会なりの代表者から意見を聞く。文部省に聞くというのは、またこれは別な話なんです。これはそれをこつちやにしてもらつては困ると思うので、筋道だけはやっぱりきちつとつけてもらいたいと思うのです。

○委員長(湯山勇君) ただいまの点につきましては、秋山君の御指摘のような経緯もあつたわけでございまして、文部省から、先に文部省に聞いてくれという希望があつたのかどうか、その辺私どももつまびらかにいたしておりません。そこで、これは文部大臣に私からお尋ねいたしたいと思うのですが、今回の教育長協議会の案について、まず文部省に意見を聞いてもらいたいという希望が文部省側におありになるのかどうか、これは文部大臣から一つお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) これはなんですか、今委員長のお尋ねの要旨は、私の方に質問してもらいたいという要望をしておるかどうかということなんですか。

○委員長(湯山勇君) そうです。

○国務大臣(松永東君) これは私の方では、御質問なさればこれにお答えをいたします。しかし、こちらから進んで質問して下さいというような気持は持っておりません。

○秋山長造君 今の大臣の御答弁で、わめて事はつきりしておるのです。この委員会が、委員会として独自の立場で参考人を何月何日呼ぶということを含めておることに付いて、これは文部省が何もそれに対して、それは困る、先に文部省へ聞いてくれとかいふようなことを言う筋合いでもないし、また、言われるつもりもないし、また言つた事実もないということ、これは、今文部大臣がはつきりおっしゃつたのですから、だから文部省に聞く聞かぬは、これはもう各委員の自主性にまかしたらいふことなので、委員会としてはこの最初の話しの通りに、すみやかに教育長協議会なり、委員長協議会なりの代表者を集めて、その手元で、その責任において作られた案について聞くということ、これはもう当然の話でもあるし、また、必要なことでもあるし、現に私どものところへ去年の暮れに教育長協議会からこの試案を送つてこられて、そのつけぶみにも、これは各位におかれても何とぞ御叱正を賜わたく、こう書いてあるのですから、各位において大いに批判して、そして書いてあるのですから、これは文

部省の方は別にどうでも御自由にして下さればけっこうですと、こう言つてゐるし、一方、この作つた責任者の方は叱正してくれというて書いておるのですからね。だからこれは当然その作つた人を呼んで、ここで疑問の点をただしたり、あるいはわれわれの見解を述べたり、希望を述べたりすることは、これはまことに必要で、しかも時宜に適したものと思うのですが、そういうことがなせまらないのか、私はどうも理事会の内容について納得できない。

○委員長(湯山勇君) ただいま秋山君の御意見のことも、十分次回の理事会においては考慮に入れて決定をいたしたいと思ひます。

○秋山長造君 ぜひやつて下さい。御異議ございませんか……。

○委員長(湯山勇君) じゃ御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) まず、国立競技場法案を議題といたします。松永文部大臣から提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(松永東君) ただいま議題となりました国立競技場法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本年五月、東京都において開催されます第三回アジア競技大会の主競技場にあつては、国で総経費約十四億五千万円をもつて、旧明治神宮競技場跡に昭和三十一年度から国立競技場を建設いたしておりますが、本年度をもつてその工事が完成し、引き続き明年度諸施設の整備を行うことになつており

ます。そこで、この競技場を最も適切かつ効率的に運営するためには、特殊法人国立競技場を設立し、これによって運営するのが最も適当であると考えております。

以上のような理由から、競技場の施設設備等の財産を政府から現物出資いたしまして、その価格の合計額に相当する額を、この特殊法人国立競技場の資本金として、運営費につぎましては、国庫補助を行い、この競技場の運営を行はせるとともに、体育の普及振興をはからせたいと思つております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、十分御審議をいただき、すみやかに御賛成下さるようお願いする次第でございます。

○委員長(湯山勇君) 次に、福田社会教育局長から補足説明を求めます。

○政府委員(福田繁君) ただいまの大臣の説明に補足して、国立競技場法案の内容について概略御説明申し上げます。

この法案は、国が旧明治神宮競技場跡に建設した陸上競技場及びその付属施設を適切かつ効率的に運営するため、特殊法人として国立競技場を設立することを定めるとともに、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に、国立競技場は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、第四条において、国が旧明治神宮競技場跡に建設しております体育施設及び付属施設の財産の価格の合計額に相当する額を政府が出資したものであることにいたし、

政府はこれらの財産を現物出資することとしたのであります。

なお、競技場の建設工事は、明年度におきましても諸施設の整備や、また付属施設場の建設工事を行うこととなつております関係上、これらの追加工事に相当する国の財産は、この法人設立後におきまして、政府からこの法人に対して追加出資することとしたのであります。

第二に、この法人の業務といたしましては、第十八条に掲げてゐること、まずその設置する体育施設、すなわち陸上競技場、室内体育館、室内プール等を運営すること、次に、その設置する付属施設たる展示室やスポーツ記念館等に体育に関する内外の資料を収集し、保存して、これらを一般の利用に供すること、さらにこれらの諸施設を利用して、講習会や研究会等を実施するなど、体育の普及振興に必要な業務を行うこと、また、これらの施設を支障のない限り、一般の利用に供することとしたのであります。

第三に、この法人の役員について、第八条で会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらはすべて文部大臣が任命し、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、役員は専任を建前といたしましすけれども、他の職業に従事している者であっても、第十三条の規定により、競技場運営のために広く適材を求め得るようになつております。

また、この法人の役員及び職員は、その業務の公共的性格にかんがみ、他

の特殊法人の例のごとく、第三十四条以下の規定により、刑法のわいろ罪の適用については公務員と同一の取扱いを受けることとしたのであります。

第四に、この法人には第十六条の規定により会長の諮問機関として評議員会を置き、競技場の重要業務に關して、広く学識経験者の意見を求めて運営の適正を期することといたしますとともに、スポーツ界等の意向が業務の運営に十分反映することを期しております。

第五に、この法人は第三十条の規定により文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性に基き、定款、業務方法書、収入支出の予算、事業計画、資金計画、その業務の公共性に基き、定款、業務方法書、収入支出の予算、事業計画、資金計画、その他重要財産の処分等につきましては、他の特殊法人と同様に、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

最後に、この法人の成立は、昭和三十三年四月一日とし、それまでに設立に關する事務を処理することとし、附則にそれについての必要な規定を定め、昭和三十二年五月開催の第三回アジア競技大会の会場にあてられることとなつておりますので、その運営に支障なからしめるために、すみやかにこの法人を設立して準備に遺憾なきを期する必要があるからであります。

以上、御説明申し上げました諸点は、内容の概要であります。何とぞ十分御審議をいただきたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) 本案に対する質疑は次回から行います。

○委員長(湯山勇君) 次に、学校保健法……

○秋山長造君 学校保健法案に入る前に、この前御質問した小、中学校のめぐり入学の問題について、大臣は急々にこれをとめるような通達を出すというお話があつたのですが、その後扱いがどうなつたか、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(松永東君) その後、御指摘になりました点は、まことに時局が急々にやがぬといかぬので、さつそく内閣局長に命令いたしましたして、發送したはずでございます。多分きのうかおといふあたり發送済みになつておると思ひます。そうなつておりますね。

○政府委員(内藤三郎君) はあ。

○國務大臣(松永東君) その点御了承をお願ひします。

○秋山長造君 その通達の内容をちよつと御披露願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) これはずつと前にも一度、法務省と連名で、もぐり入学につきましては通知をいたしておりますが、重ねて御要望がございましたので、初等中等局長名をもちまして、昨日全国の教育委員会に通達をいたしました。その趣旨は、最近もぐり入学をやつてゐる事実があるというところを指摘いたしまして、これは学校教育法及び施行規則の精神に違反しているのですから、そういうことのないように。それから、住民登録票というものをほつきりつけなければならぬというところを通知しまして、さらに、このことはひつきりやうするところ、施設、設備の不均衡、あるいは教員配置の不均衡にもあるから、学校差をなくするように格段の努力をされたい。最後に、先般法務省と共同通達いたしました住民登録との関連の通達がございますので、それを参考につけておきました。

○秋山長造君 通達は出されたそうですが、さらに、これはやはり世論に対するアツピールが重大じゃないかと思ひますが、その点について報道機関等へどういふ発表をなさつたのか、その点も合せてお聞きしたい。

○政府委員(内藤三郎君) 報道機関の方は、ゆうべおそかつたもので、連絡いたしましたんでしたが、昨日發送いたしましたので、おそらく発表すると思ひます。きょう午前中、きょうだと思ひます。

○秋山長造君 それはやはりになるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) やりたいと思つております。

○秋山長造君 その点につきまして、一応今日の段階での措置としては、私それだけのことだと思ひます。ただこの点は、この前も申し上げましたように、従来たびたびそういう措置をとりになつたにもかかわらず、まあ、一ぺんこの通達を出せば、文部省の方も忙しかつたりするものだから、出さなかつたで、また次の年度がわりになつて、火がついて燃え出したら、またあつて通達を出すというふうなことで、まあ、どういふふうな形になつていくのか、これは今後ますますこの傾向は激しくなつていくと思ひます。ですから、やっぱりこれは今回の通達をお出しになつたのを契機にして、今後不斷にやつぱりそういうことの起らないように、不斷の努力をお願いしたいと思ひます。それから同時に、この前内閣局長おっしゃつたように、まあ、その傾向を直正面から押えると同様に、今後のやつぱり態度としては、学校差をできるだけなくして、あらゆる人的、物的条件を整えていくということに、これはもう誠意をもつて、全国的規模で、やつぱり文部省において努力されたいと思ひます。

それから、それだけは希望ですが、さらにもう一つついでにお伺ひしておきますが、これは千葉市の本町小学校という小学校で起つておる問題ですが、私の聞くとおると、千葉市の本町小学校というのは、東京でいへば番町とか、麹町とかいふやうな名門の小学校らしいのです。その小学校では、全校生徒二千五百人のうち、九百人以上がもぐりのやうです。そうして、本来二千五百人も収容できない学校でありながら、もぐりが九百人もおるために二千五百人も収容してゐる。で、とてもこれはすし詰めのすし詰めで大すし詰めで、授業にならないうので、仕方がないので、これのすぐ近所に分校、鶴沢という分校を作つて、そうして一年から四年までを分校の方へ移しかえて、そうして従来の本校の方へは、五年、六年だけを残すというやうなことで急場をしのいだかやうです。ところが、今度はこれをいよいよもう分校でなしに、別個に独立校にする、そうして鶴沢小学校の方は新しい学校を設けて、そしてそれらの方は全部鶴沢の方でやる、こういうことにしたところが、PTAの方が騒ぎ

を出して、そんなばかなことがあるか、よそからもぐり入つてきた人間のたぐひに、地元人間が本校から締め出されて、そして同じ地域でありながら、紙の上だけで別の学校を作つて、しかも新しい学校をやる、しかも、一年から四年までの独立した小学校を作る。そして今までの本校は五年、六年だけの小学校になる、そんなばかなことは、法律上も許されんじやないかというやうなことで、今もめておるやうです。こういう事実を文部省は御存じになつておるかどうか、御存じになつておれば、一体こういうことが許されるのか。また、これに対してどういふ指導、助言をおやりになるのか、それらの点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま御指摘になりました千葉市の例については、私もまだ聞いておりません。こういう事態が起きたのは、一つには最近特に千葉の人口増加に伴うものかとも思ひますけれど、御指摘のように、もぐり入学がそういうふうな非常に数が多いとなれば、これはまあゆゆしい問題だと思ひます。特に最近には住民登録票によつて相当嚴重にやつておりますので、そういう違法行為があるいは脱法行為が今御指摘になつたやうにあるものとするれば、これは私もゆゆしい問題だと考えておるのでござい居ります。まあ、その地域にほんとうに住居いたしまして、学校が一つの学校では運営できないというやうになりますれば、これは当然学校を分けなければならぬと思ひます。その場合に、今御指摘になつたやうに、四年以下と五、六年というふうに分けることは、

これは私もはなはだ好ましくないと
思うのです。少くとも独立校として、
双方とも立って行くように指導しなけ
ればならぬと考えております。この点
につきましては千葉県の教育委員会を
通じまして、事情をよく聴取してみたい
と思っております。

○委員長(湯山勇君) なお、昨日通牒
を出したそのものは、当委員会にも御
配付願いたいと思ひます。

○竹中勝男君 今に關連して。やは
りこれは具体的にただ一片の通牒を出
すというところの効果では、全国的な
こういう問題が解決することはとても
できない。また、来年の今ごろには通
牒を出すということになる、だんだん
とこういう傾向は強くなるだろうと思
います。それで、幸いに千葉の本町
小学校の問題が出ましたので、これを
具体的に文部省として一つ手を打って
いただきたいと思います。そしてここで
この問題を解決する方途を見出していただ
きたい。これはこの委員会に随次報告して
いただきたいと思います。そうして二千五百人の
中の九百人まで越境入学だという事実
もはつきりして、そしてこれに對し
てどう文部省が対処するか、その具体
的の方策を示して、これを解決の糸口
にしたいのだと思います。それで他
に新しい小学校を作るといふようなこ
とは違法なんですから、これを阻止す
る、あるいは入つたものをまた戻す、
具体的に戻す、こういうふう具体的に
この問題を解決する事実を示してい
ただきたいと思ひます。それだけ要
望しておきます。

○委員長(湯山勇君) 次に、学校保健

法案を議題といたします。質疑のある
方は、順次御発言を願ひます。

○松永忠二君 二、三の点についてお
尋ねをいたします。法案の第五条の健
康診断の結果に基いて、いろいろな適
切な措置をとるといふようなことが出
ておるわけでありますが、現状におい
て第五条でそういう健康診断が行われて
適切な措置がとられるだけの準備がで
きておるのかどうか。そういう点につ
いてはどういう見解を持っておられる
のか、局長から一つ……。

○政府委員(内藤三郎君) 従来も健
康診断は文部省の省令でやっております
した。その場合にも、適切な措置が講ぜ
られておるわけでございます。今回は
そういう省令を新しく立法化したしま
した。その際に、このたび從來と變り
ました点は、主として貧困児童に對す
る治療費の補助でございます。ここで
いう適切な指導とは身体検査を行なつ
て、まず第一にからだの悪い者はこれ
をなおすように治療を勧告すること
であります。それから特に特殊学級に入
れることが適当な者は、特殊学級に入
れるように勧告する、あるいは児童、
生徒で身体に障害がある者は、作業を
軽減するとか、あるいは勉強を差し控
えるとか、そういうようなことをいた
すわけでございます。これは從來も
やっておったことであります。

○松永忠二君 その点について今お話
が出てきておるわけでありますが、育
学校とか、ろう学校、養護学校への就
学に關し適切な指導を行うといふこと
が出ておりますが、現実には精神薄弱
児にいたしましても百万人もある。そ
の中で養護学校へ収容されておるもの
は一千七百人程度だ、特殊学級へ収容

されておるものが二万七千人程度だと
いうことになりまして、適切な措置を
打ちたいとしても、そういう方の施
設、設備が充実をされていなければ、
適切な措置が、現実にはとれないの
じゃないかという点がある。その
計画を進められていくつもりなん
ですか。

○政府委員(内藤三郎君) この法案
の主たるねらいは、学校保健でござい
ますので、学校における児童の健康管
理が主でございます。ですから子供の
健康を診断いたしまして、それが治療
を要するような者に対しては、治療を
施してやる、そしてなお学習に差し
支わりのない場合には、学習に差し支
わりのないよう軽作業を命ずるとか、
あるいは勉強を緩和するとか、いずれ
にいたしましても、早く治療をして、
健全なからだにして学習能力の向上を
はかるというの、この法案の趣旨で
ございまして、御指摘のようなものは、
これはすでに就学の猶予、または免除
という形で大体は上つてこないわけで
あります。

○松永忠二君 私の申し上げているの
は、養護学校の充実をはからなければ
ば、現実にはこういうふうな適切な措
置を打たねばならない。特殊学級の
充実をやらなければ、せっかくこうい
う健康診断をやられても……、私の申
し上げておるの、就学できないので免
除をされる者について言っているのは
なくて、就学できる者についての施
設の充実がなければ、適切な措置がで
きないのではない。だからこういう
ような法律を提案するならば、同時に

精神薄弱児なり、肢体不自由児の就学
時の健康診断において欠陥が出てきた
ときに、それを適切に収容する施設を
充実させることが必要ではないか。そ
ういふ点についてこういうふうな計画
を持って、これと同時に実施をしてい
くといふことじゃないと、まことに美
しい言葉ではあるけれども、現実には
この法案が効果を十分發揮しないの
ではないかといふことを私は申し上げて
いるので、そういう点については、ど
ういふふうな構想を持たれておるの
ですか。

○政府委員(内藤三郎君) 特殊教育
につきましては、一面において育学
校、ろう学校あるいは養護学校の建築
費の補助をいたしております。なお給
与費につきましては、これは義務教育
と同様に二分の一の国庫負担をいたし
ております。教材費につきましても、
義務教育と同様に二分の一を国庫負担
をいたしまして、特殊な育学、養
護学校の設置を一面において推進して
おるわけでございます。ただ、地方財
政の現状から、御指摘のようにまだ十
分に至っていない。育学は義務教育
になつていながらも、なおかつ五〇％
程度の就学率でございます。従つて精
神薄弱、肢体不自由児に至りまして
は、御指摘のように非常にまだ十分に
伸びていないという欠点はございます
けれども、私も、私どもは一面において、特
殊学級の補助費、これは前年とは同
額に予算に特殊学級設置奨励のため
に、設備費の補助をいたしております
す。また、本年度からは特殊学級に勤
務する教員につきましても、特殊学級
手当を創設することにしたしております
ので、漸次この方面の努力をいたし

て参りたいと存じております。
○松永忠二君 その点については、一
つそういうふうな適切な措置がとれる
ように、計画的に充実をはかつていた
だきたい。それでないと、せっかく就
学時の健康診断ができて、そういう
ものが発見されても、事実上は文章に
は出ておるけれども、実現できないと
いうことになるのではない、そうい
うふうにお考えでございます。第十
条の「健康診断の方法及び技術的基準に
ついては、文部省令で定める」とい
うのは、結核におけるエックス線の
検査の受検といふものはこの十條の中
に含まれているのか、今後含めていく考
え方であるのか、その辺はいかがで
しょう。

○政府委員(内藤三郎君) 含めてお
るはずでございます。
○松永忠二君 そうすると、第四条の
「就学時の健康診断」といふのは、結
核予防法の定期診断に思ふので
すが、この点はやはり結核予防法の定
期診断に入つていふふう、定期
診断に當るものだと考えていいので
すか。

○政府委員(内藤三郎君) さうで
ございまして。
○松永忠二君 そうすると、第十四条
のところに「前二条……に定めるもの
のほか、学校における伝染病の予防に
關し必要な事項は、文部省令で定め
る」といふふうに出ておるわけだ
が、結核予防法の二十九条で、就学児
童が入所命令を受けて入所して、い
うふうな者、あるいは入所できない
といふ者の数がすでに判明されてお
ると思うのですが、この点については、
どういふふうな調査を進めておられる

と存じております。
○松永忠二君 その点については、一
つそういうふうな適切な措置がとれる
ように、計画的に充実をはかつていた
だきたい。それでないと、せっかく就
学時の健康診断ができて、そういう
ものが発見されても、事実上は文章に
は出ておるけれども、実現できないと
いうことになるのではない、そうい
うふうにお考えでございます。第十
条の「健康診断の方法及び技術的基準に
ついては、文部省令で定める」とい
うのは、結核におけるエックス線の
検査の受検といふものはこの十條の中
に含まれているのか、今後含めていく考
え方であるのか、その辺はいかがで
しょう。

のですか。

○説明員(塚田治作君) ただいまの御質問の点につきましては、ちょっと私了解いたしかねるのでございますが、はなはだ御迷惑でしようがもう一度……

○松永忠二君 この法案にも出ていますように、就学時に健康診断を行う。そうするとその就学時に健康診断を行なった結果、就学する児童の中には結核の法律によって入所しなさいといふものが発見されるわけですね。現状でもそういうことをやっているわけですね。そこで、そういうふうな結果、健康診断の結果入所できる、結核にかかっているということから入所命令というものが結核予防法によって出てくるわけですね。現実にはそういう健康診断によって入所命令が出て入所している者、入所命令を出す必要があるけれども、これが施設の關係で現実にはまだ入所できないという、そういう者の数が判明をされておるのであるし、またこの結果によって、そういう者が必ず出てくると思うのですが、そういう点についての調査がやはり私は明確になつておると思うのですが、そういう点についてお尋ねをしておるわけでありませう。

○説明員(塚田治作君) 就学時に健康診断を實際にやっておりますのは、大体八〇%やっております。これにつきましても十分の資料は、われわれのところには遺憾ながらないのであります。従いまして一部の調査につきましては、われわれはそれを参考といたしまして、やっておるのではありませんが、ただいまの御質問の、結核によつて病院等へ入つておる、療養所等へ入つておる、

こういうふうな者につきましては、やはり一部は就学の猶予をやつておりますが、六月か七月から大体出れるというふうな者につきましては、猶予に至らないというふうなケースも実はあるわけでありまして、その点は、その疾病の種類、程度、いろいろ複雑なファクターが入るわけでありまして、従つて従来就学の猶予、免除につきましては、遺憾な点が多々あつたようにわれわれは聞いておるのであります。今度この法律を作りますので、就学時の健康診断につきましては、健康診断の基準、内容をはつきりいたしまして、従つて十分診査をいたしまして、従つてその結果、それぞれ適当な指導をいたしたい。また、猶予あるいは免除につきましても、従来よりもはつきりいたしたいと、こう考えます。

○松永忠二君 私が申し上げたのは、就学を免除するとかそういうことでなくて、私たち思うに、おとなの結核患者というものは、非常に対策を十分に打たなければならぬけれども、小児の結核というものは、国としても十分の対策をして、将来ある子供たちを早期に結核から救うということには私は必要だと思ふ。それについて従来学校が健康診断をやつても、それが発見をしても、十分処置できなかった。現実にお話を聞いて、私が数字をお聞きしたいのは、従前の身体検査によつてこれだけの結核の児童があつたけれども、現実には厚生省の關係で出てくる結核予防法に基いて入所命令が出て、入所できた者はこれだけであつて、現実にはこれだけの者は入所の必要な者であつても、まだ十分に入所のできていない者もある。今度はこの法律

によつてこういうふうな発見をして、そうしてこういうふうな措置をとつて、厚生省との間に連絡をとつてやるのだという具体的な話がないと、美し

いものを作られても、あなたの方ではトラホームとか、あるいは蓄膿症とか、そういうものについてやはりお考えでしょう。しかし、もう少し実はもつと手を入れなければならぬ。その問題については、現実に出ておるうちに、何ら手を下さすことは、国の補助をすることもできないこの法律案なんでありまして、そういう意味で、あなたの方ではこういう問題について、ただ就学を免除するだけではなくて、積極的にそういうものについて対策を立てられておるのかどうかということをお聞きしておるわけですね。そういう基本的な調査をお持ちであるのかどうかということなんでありませう。現実には御承知のように入所命令が出て、二分の一は都道府県の負担である。従つて入所命令が出て、都道府県の財政が困難であるので入所することもできないで、実は結核児童が一般の中に入つておるといふ事態もあるわけなんです。こういうふうなことを考えてみたときに、やはり地方の財政が苦しいから結核の児童についてそのまゝにしておくとおつたことはできないので、この点についての対策は十分打たれていかなければならぬし、これは厚生省と文部省の両方にかかつておるために、これは十分の対策が打たれていないように私たちは思う。そういう点であなたの方でどれだけ調査をされ、性質をしつかり把握をされて、今度の学校保健法案によれば、こういうふう

かということをお聞きしておるわけなんです。

○説明員(塚田治作君) ただいまの御指摘の点は、十分われわれも考えておりますが、結核予防法につきましては、一応厚生省もまた結核予防法によつて実施はやつておられて、一応われわれの方といたしましてやつておることは、検査を十分いたしまして、その検査によつて発見された者につきましては、あつて、十分その一年間は保護しなければならぬという者につきましては、これ

ます。

○委員(湯山勇君) 大臣は十二時十分までおられまして、あとよんどころない御用があるようですから、なるべく大臣に対する御質問を先にやつていただきたいと思ひます。

○松永忠二君 で今お話が出てきております健康診断によつて結核にかかつておる生徒が発見できた、しかも、これは入所命令を出すべき性質のものであるというふうなものについては、今後入所できないという可能性なり、あるいはそういう考え方でこの法案の実施に當つていききたいという覚悟を持つておられますか。

○國務大臣(松永東君) 松永委員の仰せられる通り、これはもう實際一番、学校に就学する前の幼児がそういう結核病などにかかつておるものをそれを早期に根治する、治療するということが一歩必要なことだと存じます。従つて仰せのようなことは、さつそく一つ第五案に規定してありますように、いろいろな指導を行うというふうな面を強力に行なつて、そうして早期に根治する、治療するというふうな方向をとりたいたいというふうに存じております。

○松永忠二君 就学時のときに就学する児童について、それが発見されるだけではないで、定期的に健康診断をやるんですから、そのつどそういう結核児童が発見されるわけですね。そういう場合においては厚生省の方で地方の財政が二分の一負担であるから入所ができません、順番が来るまで入所できないというのが実情なんです。せつかく学校保健法ができるんだから、これに

よって定期の健康診断が行われるという事になったら、就学している児童、就学しようとする児童については都道府県が責任をもって入所させてゆくというようなことを、厚生省との間に交渉されて、的確にそれが実施をされるようにぜひ一つお願いをしたいと思う。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、現実に入所している児童があるわけなんです、しかも、これについては現状では文部省は何らの予算的な措置も実地できないので、かかつて国立の療養所あたりがその入所中の児童の教育について施設とかいう面を考慮しているのが実情だと思ふんです。そういうところも私たち見て承知をしておるんですが、そういう点について療養中であるとしても、すでに教育が実施できるといふようなことから、現実には各地方の教育委員会が工面をして定員を配当するとか、あるいは療養中の教員で健康をやや回復した者が、入所している子供のめんどうを見ているというのが現実だと思ふんです。こういう点について、現実には定員配置をどうしてゆかとかということについては、各地でも非常に困っておるわけです。こういう点については療養中の子供に対する教育の面における定員配置というものが必要だと思ふのですが、こういう点について、この法案とからんで文部省内で討議した、あるいは考え方がまとまっておるものがあるれば、これは局長の方から一つ御答弁をいただきたいと思う。

○政府委員（内藤三郎君） 先ほど来結核児童の点でございしますが、大体最近の傾向は結核の児童の数はだんだん

漸減しておる傾向でございまして、総数にいたしまして小学校では〇・七五％、中学校で〇・五六％という程度でございまして、そのうち御指摘になつた軽いような者はできるだけ学校を休ませるなり、あるいはふだんの注意によつて運動を軽減したり、それから重い者が今御指摘になりました療養所に入所してございまして、で、療養所に入つた場合に、私どもは特別の定員をさいてあげたい、こういうことで今度の実地は学級編成に関する法律案がこちらにも予備付託になつておると思ふんですが、この法律案によりまして、特殊学級の場合は十五人で一学級を作ることになつておりますので、その実学級を基礎に国庫負担は二分の一を見ますし、地方財政計画の方は、その実学級を基礎に配当をいたしますので、ですから実際置いていただければ、地方財政計画ではまるまる見ますし、国庫負担金では実績の二分の一、こういう格好になりますので、今後はこういう学級ができやすいのではないかと考えております。

○松永忠二君 今のお話があつたんですが、たとえば高等学校、大学についてはこれが一・三七％という大きな数を占めておるといふことも出ておる。で、大臣に聞いておいていただきたいのは、結核児童の生徒というのは、四万七千人ばかりあるのです。その中で治療をしている児童というのは一万三千人なんです。従つてあとの生徒については、やはり学校を休んでいて家庭におるか、あるいは時折学校へ出てきて、一般の者にあるいは園をばらまいてゐるということはないではないので、現実には、こういうふうな結核児

童についての対策というものは、十分に打たれていないわけなんです。しかし、今度の法律の中では、こういう問題については具体的にちつとも出てきておらぬ。国が補助をするのが特殊なものについての補助であつて、そこまでは手が回っていない。それについては今言う通り結核予防法のなかでそういうふうな措置が出ておるんだけれども、都道府県の財政負担がでなくて、それに入所することができなくて、こういうふうな放置されている。せっかくこういうふうな学校保健法案ができた機会に、この問題については入所を必要とする結核児童が発見されたら、もう義務としてこれを入所させるといふうなことがなければ、これから将来ある子供を守っていく上には、国がこういう対策が十分打たなければできないと思ふ。そういう点について十分一つ今後、ただ御答弁をいただいで誠意をもつてやるといふことではなくて、先ほどの通達のように、的確にこれが行われるようにぜひ一つ御指導をいただきたい。特殊学級の問題についても、定員等の問題についても、局長からお話がありました。現実には特殊学級をその府県が認めなければ、定員配置ができないという実情に実はあるの、こういうことについても、せっかくこうしていい案がまとめられつつあるの、もう一歩前進した形にしたいように今後一つ努力していただきたいと思ふのです。そこで、もう一、二の点について大臣にお聞きしたいのですが、この法案によると、学校において生徒職員に健康診断をやるのか、あるいは校医をきめるといふことは出ておるのですが、実は無医学

校というものがたくさんあるわけなんです。小学校でいえば三八・四％、中学校でいえば二二・八％の無医学校がある。こういう無医学校を持っていたら、しかもなおかつ、この学校保健法をどう一実施しようとするのか、どうして一体この完全実施をやっていくのか、そういう点について大臣から一つ御答弁を伺いたいと思ふのです。

○國務大臣（松永東君） 御指摘のような無医校もあれば、しこつとして学校のあるところでお医者さんのないところもあります。従つてそういうところでは、巡回診療をやつて、そうして万全を期したいというふうな考へております。学校医がおりますので、その学校医を派遣して、そうして急場の間に合うせたり、あるいは健康に支障がないようにしたいというふうな考へております。

○松永忠二君 そうすると、局長に一つお尋ねしたいのですが、そういうふうな、小学校でいうと約四割、中学校で二割余の無医学校がある。そういうところ、今のようには学校医が巡回をするということもそれはわかりません。しかし、それは定期の診断をするときに回るといふことであつて、現実には、どうしてもやはりここに養護教員とか、養護助教諭というものの必要性がここに出てくるわけなんです。そこで、この一休文部省が出されて定数基準の中に二千分の一とかいう定員についての配当が出ておるのです。これは大体養護教員についての、配当のための考へだと私たちは思ふのです。こういうふうなことは、実際に学校保健法の完全実施ということではできないと思ふのですが、こ

う点について局長はどういうふうな考へ方を持たれておるのですか。

○政府委員（内藤三郎君） 各学校には、学校医師がございまして、大体今現状では九六％程度が学校医を置いております。それによつて定期時の身体検査等には支障はないはずでございますが、さらに府県によりまして順次診療班を組織いたしまして、山間僻地の健康管理に万遺憾なきを期しておるわけでありまして、さらに、今御指摘になりました養護教員につきましては、その必要を痛感いたしまして、このたびの学級編成に関する法律におきましては約三千人の増員をはかつておるのでございまして。

○松永忠二君 まあ、これは予算を伴うことであるのですが、まあ過渡的なこととして法案を作つて、それに基いて充実をしていくということはやむを得ない措置だと思ふのですが、しかしやはり、こういう法案ができたということであれば無医学校についての対策がすぐとられておるといふことではないと、実際にはやはりまことに美しいものだけれども、現実には非常に乏しいことしかできない結果になると思ふ。その点については僻地の定員配置基準というふうなものが、こういうところから考慮をせられなければいけないはずだと思ふ。すでに文部省がそういうふうな点についての考へを持つて、案を持つておられると思ふので、これは一つ定数基準のときよくお伺いしたいと思ふ。

なにも一つ大臣にお尋ねしたいのは、十七条の地方の公共団体の援助というところに、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困難しておる者

は、十七条の地方の公共団体の援助というところに、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困難しておる者

は、十七条の地方の公共団体の援助というところに、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困難しておる者

で政令で定めるものというのが出ておるわけですが、これについては一体局長からお尋ねをして、大臣に一つお聞きをしたいのですが、どのくらいの一体パーセントのものを考えているのか、それと実情と、どういふふうに一体果してマッチしているものか、その辺を一つお聞かせを願いたい。

○政府委員(内務省三郎君) 保護児童は大体二・五%準保護児童は二%でございます。いましてこの数字は学校給食及び教科書無償の場合にも同じ比率を使っております。この二%の根拠は、大體私どもの実態調査に基づきまして検討した結果、大體二%あれば、準保護児童はまあなるといふ一応の結論でございます。

○松永忠二君 大臣にお聞きしたいのですが、今二%という話があったのですが、現実には予算案の中では、生活保護の人員というものは昨年より三・五%増加しております。あるいは失業対策事業費収人員等は、一割一分増加をしております。そういうことを考えてみたときに、統計が二%出ましたからというふうな、そういうことでは、実際は準保護児童を十分救うことができない予算なんです。そういうパーセントだといふふうには私には思いません。やはり現状からこの準保護児童というものは非常にふえておるといふ状態があるのですから、いつまでも二%などというふうなことを言っておったのでは、実情に即さない。ほかの法律でもそういうふうな関係のものについては率を増しておるのですから、こういう点についてやはり実情に即してないと思うのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(内務省三郎君) ちょっとふえた分だけ申し上げておきますが、

学校給食の分はこのたび一%を二%に引き上げております。それから教科書につきましても、一・九%でございましたのを二%に引き上げた。これは新しい措置でございますので、一応この線に沿って二%にしたわけでございます。

○国務大臣(松永東君) 実はもう少し何とかしたいと思つたが、初めての試みで、それで、何とかこれで間に合うであろうと、御指摘のような要保護者、準要保護者がどのくらいふえておるかという点も、大體わかつておりましたけれども、しかし、これで何とか間に合せがつくだろうというので、こういう予算を計上したわけなんです。しかしそれは各地方当局とも打ち合せをいたしまして、そうした困窮しておる子供たちをどう窮状に陥れるようなことがないようにしたいと思つております。

○委員(湯山勇君) 内務局長、前に、教科書の準要保護児童に給付するという法律等の審議のときには、準要保護児童は実際は四%あるけれども、やむを得ず予算措置上これだけにするのだという御説明があったわけなんです。今のお話だと、準要保護児童は二%で、四%が二%になったような印象を受けますが、それはそうじゃなくて、四%あるのだけれども、まあとりあえず対象としては二%にしておる。こういうことなんですか。

○政府委員(内務省三郎君) ちょっとこの点私どもは、実は生活保護と同程度見込んでおつたのです。一応の推定を四%という推定で予算要求をしておりました。しかし、最近生活保護の方の対象も減つて参りまして、生活保護の対象が大體二・五%程度、それから

準保護児童の調査をいたしました結果、私どもの統計では、まあ二%というのはいくつかの線だといふことを発見したのであります。これに関する資料は、またあらためて御提出したいと思ひますが、最近の調査に基づく結果でございます。

○松永忠二君 そうすると、この点は、予算が現実には二%でございますので、一応私どもは二%でやつていたんですが、で、今後も準保護児童の線の引き方が、実は非常にむづかしいのでございまして、私どもは、大體一般生活保護に比べて、困窮度が一・五倍あるいは二倍程度までを、準保護児童の対象と考へておりますので、保護家庭の生計費の約五割増ししない二倍、こういうふうなある線を引きますと、大體これで私どもはまあなれるのではなからうかという見当をしておりますけれども、今後具体的にそういう児童がたふさん出てくるような事態が起きますれば、これは新しく予算の増額をいたしたいと考へております。

○松永忠二君 まあ趣旨はわかりました。ただ、しかし、二%でまあなれるだろうという考へ方は少しおかしいと思うのです。現実には生活保護という人員をとにかく三・五%増しているのですから、一般予算の上で、だから、もう生活保護家庭を中心にして割合を、準要保護家庭を出しているのですから、

その方の率が上つていゝ現状からいへば、当然これでは足りない。このところでもやはり足りないものは足りないといふふうな言われて、その点については予算がないので仕方ないが、現実には足りないといふことはわかつていて、足りないと言われるならばよくわかるのですが、大體いいでしょうという言い方ではなくて、私たちがからいへば、政府自身が三・五%増しているのです。だから予算要求の場合にも、そういうものを基礎にとつて当然要求をされていくのが至当であるし、大體われわれが説明を聞いたところでは、二%にやつていきなさいというのが、今話しに出てくる教科書についても一・九%を二%にした、一%を一・五%にしたという程度のことでは、実際予算の上でわれわれは非常に困るのです。特に、せっかく始めるこの仕事について、特にやはり教科書とか学校給食費の補助の問題が中心だと思ふのですが、予算要求に当つても、そういう基礎に立つて、もう少しやうに率をふやしていくのが至当だといふふうに私たちは考へるわけです。この点については、ワクを押えてしまわないで、実情を見て、そういうものが出てきた場合には一つふやしていくし、今後そういう点について、基本的には予算増加が必要だといふ態度で臨んでもらいたいと思ふのです。

その他まだこまかい点についてはもう少しお聞きをしたいと思ふのですが、ほかの方もあると思うのですが、次回には一つこの問題で、厚生省の方の關係者をお呼びたいと思ふのです。きょうは大體以上で終りたいと思ひます。

○委員(湯山勇君) 今松永君の御要求がありましたので、保健所の關係、それから学校薬剤師等の關係、その他結核対策、いろいろありますから、厚生省の關係者を次回には呼ぶことにいたします。

他に御質問ございませんか。

○秋山長造君 一つだけ聞いておきますが、この第四条によりますと、「市町村の教育委員会は、……当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に當つて、その健康診断を行わなければならない」ということになっておるし、それから第五条についても、ころんのような規定が出ておるのですが、こういう規定と、さき冒頭に私がお尋ねしたのもり入学の場合との関連というものはどういふことになるのでしょうか。特に東京あたりの千代田区だとか、文京区だとかいふような、区の教育委員会自身がもう半ばもり入学を公認しているようなところで、せつかく地域内に住んでいないが、うちの学校に入るだろうというところ、まあ健康診断をやつた子供はさつさどどこかに行つてしまつて行方がわからなくなつてしまふ。一方受け入れる教育委員会側の方からいへば、これはだれが一体うちの学校に越境してくるか、これはあらかじめわからぬわけですから、この規定は全然適用できないといふことになる。それからまた、その中のどつちにも当てはまらぬような宙ぶらりんな子供がだんだんできるのじやないかと思ふのですが、そこらはどうなりますか。

○国務大臣(松永東君) 御指摘の通り、この四条には、末尾に「当該市町村

の区域内に住所を有するものの就学に當つて、その健康診断を行わなければならない。これはそのもぐり入学といふのを法律上予想しておりません。ですから、しかし現実の問題としては、今仰せのような問題があることはわれわれも承知いたしております。ですから、さつき内務局長から申し上げた通り、通達もいたしますし、さらに嚴重にこれからそういうもぐり入学等がないようにやっていきたいというふうに考えております。これはさつきも御指摘になりました通り、一片の通達だけではやはりいかぬので、新聞社あたりにお願ひしてそうしてやったり末端まで周知せしめるといふ必要が効果的じゃと思うのです。なお、そういう点について一つ研究したい。急々に一つ何とかやりたいというふうに考えております。

○秋山長造君 その点は、まあ重ねてお願ひするのですけれども、やっぱりおっしゃる通り一片の通達では、なかなかこれだめなんで、やっぱり大臣なんです。大臣の談話が何かで大きくやられたらどうですか、きょうあたり。

○國務大臣(松永東君) 大臣談話もやりまされどもね、新聞社が取り上げてくれりや、ようございますけれども、取り上げてくれぬことが多いので弱っているのです。一つ今度は何とかお願ひしてみようと思ひます。(笑聲)

○政府委員(内藤三郎君) 今御指摘の点は、私はこの健康診断をやりますれば、もぐり入学の非常な規制になると思ひます。と申しますのは、健康診断をやった市町村に行くように指導したいと考えております。ですから、

ら、今度入る場合には、健康診断書を持って入ると、こういたしておきまされば、その市町村に行くのが建前です。よそに行けばこれはもぐりということにはつきりレッテルが張られますので、むしろ私はこの四条の規定はもぐり入学を規制できると思つております。

○秋山長造君 そういたしますと、この健康診断を行う時期というものは、何ですか、大体政令か何かで指定するのですか、自主的にまかせるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 時期については政令その他で規定したいと考えております。大体十二月ごろを予定いたしております。

○秋山長造君 十二月で押えれば、今おっしゃるようなもぐり入学を、ある程度コントロールできるといふことが期待できるかもしれないという気がするのですが、それは今局長のおっしゃる通りに、これはこれでこのもぐり入学をからめ手からコントロールできるといふことなら、これはもつての幸いで、一つそういうようなもぐり入学の規制ということにもこれを一つ大いに活用してもらいたいと思つております。

○竹中勝男君 時間があれですから、希望と、次に厚生当局が来られたとき質問したいと思ひますが、これは非常にいい、日本の教育の上においては非常に前進した法案だと私も思つておりますが、先ほど松永委員から質問がありました通りに、要保護児童あるいは要保護児童、その辺に実は非常にいろいろ問題があるのが現実なんです。というのは、言うまでもなく罹病率は経済階級と反比例するのです。す

なわち、所得の少ない者ほど罹病率は高い、そして現実には二割とか三割じゃないのです。厚生省でも白書が出ておる通りに、いわゆるボーダーライン層というものは八百万人くらいあります。一遍に二十四時間以下の仕事しかない潜在失業者が約一千万人おります。そうしてそういう生活のしわ寄せは、実際は働く者よりも子供に来るのです。だから子供の健康が一番はたらかされるのです。ところが、これが将来国民全体の健康の上から言つても、これは社会的な健康の上から言つても、犯罪とかいろいろな面から言つても、この健康から来る場合が非常に多いのです。虚弱な者あるいは何か異常な健康の者、こういう者が青年犯罪、あるいはおとなになつてからの失業の原因になつております。だから、ここにいろいろな焦点を合せていく必要がある。せつかくこういうりっぱな法律ができたのですから、金持ちの子は健康管理なんかしなくともかまわないのです。しかし、貧乏人の子供のために、この法律は非常に生きた働きをすると思つておりますが、そういう点についてもう一つ厚生当局といひますか、衛生あるいは医療衛生、そういう方面と密接な関係を持たせて、ことに、ただ単に病氣だけではなく、僕は詳しい術語は知りませんが、生理的に来る心理的なテストといふものが非常に重要だと思つておりますが、そういう点について、いわゆる健康診断といふことは生理、心理的なものが教育上の健康診断として重要性を持っておると思ひますが、そういう点についてもお考えを願ひたいと思つておりますが、いづれ厚生省の人たちが来られましたら、そ

ういうことを実際にやっておるかどうかをお伺ひしたいと思つておりますが、これに貧乏人のために非常な罹病率の高い、そしてその子弟、そこに焦点を置かれるように希望しておきます。

○委員(湯山勇君) 審議の必要上十六条の第五項「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行準則は、文部省令で定める」というようになっておりますが、これは省令はあつたと思ひますが、審議に差しつかえると思ひますので、その要綱だけでも一つ次回に御提示願ひしておきたいと思ひます。

本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(湯山勇君) これにて休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後二時七分開会

○委員長(湯山勇君) これより文教委員会を再開いたします。

自衛隊の航空基地周辺における学校の騒音防止を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言願ひします。

○松永忠二君 防衛庁と文部省から御答弁いただきたいと思つておりますが、静岡県浜名郡湖東村伊佐見中学と伊佐見小学校、そして和地中学が浜松の飛行場の周辺にあるわけであります。が、浜松飛行場のジェット機による騒音によつて非常に苦しんでおるわけなんです。これについて文部省並びに防衛庁の方では、どういふふうにかの事情を御承知であるのか、お答えいただきたいと思つております。

○政府委員(小林行雄君) 浜松の自衛隊の航空基地の周辺の学校の騒音関係についてはお尋ねでございますが、これは駐留軍基地につきましては、これは御承知のように、前々から調達庁の方で防音工事を実施していただいておりますのであります。防衛庁関係の自衛隊につきましては、事柄が実はそれより新しいわけでございまして、駐留軍の関係については、御承知のように防音工事については基礎法もございしますが、自衛隊関係についてはないといふたような状況でございまして、この方の防音工事は、前者に比べると、まあおくれつたといふことが言えると思ひます。文部省といひましては、この自衛隊関係の学校の騒音の被害といふものにつきては、前々から当委員会におかれましては御注意がございました関係上、いろいろと調査をいたしました。ただいまお尋ねの静岡県浜名郡湖東村の伊佐見小、中学校、和地小、中学校につきましても、県の教育委員会の方から、それぞれ被害の報告がございました。大体、伊佐見の小中学校につきましては、浜松航空自衛隊から三千メートル程度の距離にあるようでございまして、これは相当な音響のために、学校の授業がかなりひびく影響されておる、授業がしばしば中断されるというふうな状況になつておるといふふう聞いております。和地小、中学校につきましては、この伊佐見の小中学校に比べまして、かなり離れておりまして、大体四千メートルぐらいの距離があるように承知いたしております。で、これの方は、騒音の程度から申しまして、前者ほどではありませんが、

し、やはり学校の授業が相当影響されておる。先生のお話が聞えないという
ような状況であるように承わっており
ます。これらの事例ばかりでなく、文
部省といいたしましては、大体この前調
査いたした結果に基づきまして、防
衛庁の方に、早急にこれらの学校につ
いては、防音の措置をとっていただき
たいということを、実はお願いをいた
しておる現在の状況でございます。

○政府委員(山下武利君) 防衛庁の航
空基地におきまして、飛行機の騒音の
ために、周辺の文教施設にいろいろ御
迷惑をかけておるといふことは、まご
とに遺憾にも存じます。また、具体的
な事例につきましては、できるだけ善
処して参りたい、かように考えておる
わけでございます。今、管理局長から
お話がありましたように、米軍につき
ましては、法律の措置が講ぜられてお
るわけでありまして、自衛隊につきま
しては、別に法律で補償の関係を規定
したもののいふものはございませ
んが、しかし、自衛隊の航空機によつ
て、そのもたらすところの騒音が非常
に程度が高くて、周囲の文教施設に非
常に大きな御迷惑をかけるというふう
な場合につきましては、できるだけの
措置を講ずるといふことを、従来から
もやっております。また、やろうと準
備しておるところもございします。今お
尋ねのありました浜松の伊佐見小、中
学校と和地中学校につきましては、私
は、実は最近聞いたばかりでございま
して、詳しい内容は、実は承知してお
らないのでございますが、これも早急
に取り調べておるところでございまし
て、調査の結果を待ちまして善処いた
したい、かように考えておる段階でござ

います。

○委員長(湯山勇君) ただいま防衛政
務次官がお見えになりましたから、御
報告申し上げます。

○松永忠二君 管理局長の御答弁の中
で、一、二違つておるところがあるわ
けであります。和地の小学校は問題
ないもので、和地中学校は、滑走路から
一・五キロなんです。伊佐見小、中学
校は一・七キロというので、あなたの
おっしゃったことよりも非常に近接し
ておる状況なのであります。それで、
防衛庁の方では、まだ十分な調査がで
きておらないから、調査をしてからい
ろいろやるというお話があるのです
が、一体浜松の飛行場ができたのはい
つでありまして、ジェット機が浜松の
飛行場から飛び出したのはいつであり
ますか。その小学校、中学校の距離
は、飛行場を整備し、ジェット機が飛
び出すときに、もうすでにわかつてお
るはずであります。で、和地の中学校
は、昭和三十年にプロペラ機が飛んだ
ときに、すでに現地に陳情を行なつて
おるわけでありまして、昭和三十一年四
月十二日には、文部大臣並びに防衛庁
に陳情書が出ているのであります。伊
佐見小、中学校は、昭和三十年の一月
九日に、ジェット機の練習が六月から
始まるというところから陳情をし、な
お、昭和三十三年の五月には、一週間
にわたつて、自衛隊の人が学校に入つ
て、その調査をやっているものでありま
すが、それがどうなっているのかはつ
きりしないというふうなことで、ま
ことにどうも不十分だというように私
たち思うのです。こういう点はどうい
うふうになっているのでありますか。
騒音があるということを言つてこなか

れば、調査をしないのか。自衛隊が飛
行場を設置するときに、もう拡張施設
をするときに、それに接続した小、中
学校について、そうした騒音があると
いうことが予想ができるので、積極的
な調査を行なつて対策を講じてゆくこ
ういうことがあつてしかるべきだ
と思うのですが、あなたのおっしゃつ
たように、いまだなおこの実情が把握
できないのであります。そういう
点、どういうわけかそういうように遅
延をした状況になつたのであります
か、事情を一つお聞かせいただきたい
と思ふのです。なお、こういう点につ
いて、そういうふうになつてゐること
について、防衛庁の次官は、どうい
うふうな考えをお持ちなのか、一つ御
答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下武利君) まことに
お説の通りでありまして、陳情がある
ということでは、実はいけないわけであ
りまして、飛行場を設けます際に、そ
ういふことは十分に注意をしておる
つもりでございます。しかし、何分に
も狭い土地に飛行場を設けますこと
でありますから、周辺には相当の文教施
設があるという事態も、なかなか避け
得ないわけでありまして、全国的に見
ますと、そういう事例もきわめて
数が多いわけでありまして、いろいろ
と全国的に調査をいたしますのに時間
がかかつておつたという点も、御了承
願ひたいと思ふのでございます。ま
た、法律上はきつした措置が講ぜら
れておらない関係から、予算の関係等
もはつきりいたしておらないという事
情がございまして、具体的な事例につ
きまして、果してどの程度までを補償

の対象にするかということについて
は、従来明確を欠いておつた点もある
のであります。そういう点と、それか
ら予算の関係等にもらみ合せまして、
具体的な措置をするということにせざ
るを得ない状態にあるのでありまし
て、今年におきまして、いろいろお
くれております点は、はなはだ遺憾で
ありますが、早急に、調査の結果を待
ちまして、善処をいたしたいと思つて
いる次第であります。

○政府委員(小山長規君) ただいま経
理局長から申し上げましたような事情
なんでありまして、方々の飛行場にお
いて、騒音の問題が起つております。
そこで、まだ法律的な根拠が実は防衛
庁は持つておりません。幾ら以上の騒
音は補償するといふような法律上の根
拠はございしません。で、従来は米軍が
接収してあります飛行場について、米
軍として特別措置法がございまして、
その米軍の接収したものには、法律的
な根拠を持つておつたのであります。
しかし、自衛隊の方には、その基準が
ありませんので、そこでどうかといつ
て、この陳情のあつたところだけを、
それじゃ対象にしてやる、騒音の問題
を取り上げるということになります
というので、全国的に大抵似たよう
な場所をずっと調べて歩きまして、大
体どの程度以上をやつたらよからうか
といふようなことを原則的にきめよう
といふような、今段階にあるわけであ
ります。で、ただいまの場合にもそれ
におそらく該当したのであると思ひま
す。その法律上の根拠がないというこ
とからして、従つて予算上の措置があ
らかじめされておらぬ。これも一つの

また理由なんです。非常におくれてお
ります。早急に同様な条件下にあるも
のを調べまして、そうして一つの明確
な基準を作つて、そうして要望のある
なしにかかわらず、一つの基準につ
いては取りかかる、こういうふうにか
えておるわけでありまして。

○松永忠二君 基準その他の問題につ
いては、関連して後刻質問したいと思
うのであります。今、経理局長から話
されたように、非常におくれてゐるこ
ういふことについては、遺憾だと思
ふのです。しかも、昭和三十年のころ
から、すでにそれが陳情されてゐる
今、次官のお話では、同一なところ
を調査してなどいふようなお話しで
ありますけれども、もうすでにそのこ
ろから陳情が行われ、ジェット機が飛
び始めたのが昭和三十一年の六月であ
りますから、それにはまた再度調査の
陳情が行われているわけですね。よう
やく今にして、今後調査をして対策を立
てるというふうなことでは、非常に遅
延をしておると思ふ。まあ、私たち現
地にも参つていろいろ実情を調べたの
であります。和地の中学校あたりは
四月、五月、六月のころ一番ひどく
で、ひどいときには、四月十六日あた
りには一日に百十五回も飛行機が通
つておるのです。伊佐見の小、中につ
いては八時間の間に大体十二回、九十五
ホーン以上の、そういうような爆音も
するわけなんです。こういう点につ
いては、すでに現地でも調査ができてお
るのであります。まあ、一つ早急に善
処をされるというのを希望するわけ
であります。この上村警察長はジェ
ット機を浜松の飛行場で使用するとき
に、浜松に来てこういふことを言つて

おるのです。この航空自衛隊の浜松の基地が、六月からジェット機を飛ばして練習をやるようになった。その練習のコースに近い学校は隊の方で音量を調べて、そうして授業に差しつかえる場合には、防音装置等は防衛庁で補償金を出して、完全に設備をする。防音の装置で間に合わない学校は、移転をする場合には、その費用も全部国の方で持つ、そういうことを言われておるのです。それは昭和三十一年の六月であります。で、こういうことが現実には実施をされないわけです。音量を調べてということも言われておるのであります。が、こういう今読み上げたような授業に差しつかえないように防音の装置をするし、それで不十分の場合には移転をする、その場合には、全部その費用は見ていく、そういうような態度については、お変りはないものというふうには私は思うのであります。が、その点はいかがでありますか。

○政府委員(山下武利君) 防衛庁の基本的な態度としては、今おっしゃった通りでございます。騒音のひどいところに対しては、騒音の補償をして、防音装置をするための補償をいたしますし、また防音装置をしただけではどうしても効果がないうところでは、移転のための補償をするという基本的な態度については、当時と今では全く変わっておりません。現に浜松地区におきましても、そういう措置をとった学校もあるわけでありまして、また、ほかの基地につきましても、騒音の補償をしたところもあるし、また、移転の補償をしたところもあるわけでありまして、ただ、その基準をどこに置くかということになりますというところ、

これは具体的な問題になるわけでございます。いまして、どの辺の学校からその補償の対象にするかという問題につきましまして、いろいろ御意見もあるのかと思ひますけれども、私の方といたしましては、いろいろ他の関連も考慮し、また、予算の関係も見た上で処置をするということ、非常に全体から見て処置がおくれているというふうにお感じになることは、はなはだ遺憾と存じますけれども、実情はそういうことでございます。

○松永忠二君 やはり同じく静岡県に御承知のように静浜の飛行場がある。そうして宇都宮の第二操縦学校の分校を設置された。もうすでに御承知のようには拡張をされて工事は実施されているわけなんです。これについても何うとすること、移転するということ、な条件を、拡張する条件として加わっているというふうには承知しているのですが、この点についてはどういふふうな条件になっているのかお聞きしたいでございます。

○政府委員(山下武利君) 静浜の問題につきましては、私は具体的に存じておりませんが、実際に学校を設置いたしまして、騒音の程度が非常に高いということになれば、これは当然補償の範囲に入るといふわけでございます。

○松永忠二君 これはすでにもう飛行場を拡張し、その間の距離はわかつていっているわけでありまして、先ほどの話しては、飛び始めて、音が出始めてから対処するといふようなことではなくて、静浜飛行場に非常に接近した実態は小学校であります。これについては移転をするというところは、一つの条件

として拡張が実施をされているように私たちは聞いておるのであります。その点についてはやはり飛び始めてから調査をするといふことでなくて、もうすでにそれがわかっているわけでありまして、この点についてはあなたの方ではどういふふうな承認をされているのであります。今申し上げたようなことは条件に入っているのか、いないのか、そういう点にはどういふふうな承認をされているのですか。

○政府委員(山下武利君) 私は具体的にはその問題について承認してはおりませんが、飛行場を設けます際に、航空安全の見地から、どうしても民家であれ、文教施設であれ、立ちのきをしなればならぬ区域にあるものにつきましまして、これは当然移転の対象になるわけでございます。騒音のために立ちのきをするといふことは、実際に騒音がどの程度に起るかといふことを見た上できめなければならぬと思うのでございまして、ただ単に距離が近いといふことだけでは、その騒音補償の対象としてきめるには、いささか早計であらうかと思ひます。飛行機がどういふふうな進路をとって発進するか、また、頻度がどの程度であるかといふことによつて、必ずしも距離だけで判断のしにくいことが多からうと思ひます。騒音のための補償といふことでございしますれば、実際に飛行場を設置してから問題になるのかと思ひます。

○松永忠二君 この点については、あなたはそのことを承知されないで、ただ原則的なことを言われておるわけでありまして、静浜の飛行場に

伴う静浜の小学校については、十分に調査をされてから一つ御答弁をいたしたいと思ひます。

そこで、私は防衛庁にお尋ねするわけでありまして、この前、実はこの問題がこの文教委員会でも取り上げられましたのは、昭和三十三年の十一月七日の文教委員会である。その節にいろいろこうした問題、これは主として駐留軍関係であつたわけでありまして、飛行場の周辺の騒音対策の問題がいろいろと論議されたそのときに、防衛庁から全国の騒音対策の状況については、的確に把握するというお話があつたのですが、そういうものについてはどんな進捗の状況にあるのか。

それからなおもう一つの点として、この防音の基準といふものがプロペラ機の当時の基準であるので、ジェット機の防音装置としては非常に不十分だ。従つて、この基準については十分検討したいという話が出ておつたわけである。この問題は、どういふふうななっているのか。

なお、板付の飛行場に馬出小学校という鉄筋の小学校を作つて、これを試験的に実施をするといふことであつた。これについても十分に試験をしていくという話であつたわけである。この防音施設といふものは、約一坪一万三千円もかかるのであります。しかも、木造で防音された中の防音といふものは、十五から二十ホーンしかの減少しかないわけである。そういうことを考えてみたときに、今の馬出小学校の試験の問題等は非常に考慮に値するし、また、文部省として相当はつきりした基準を出す標準になつておらうと思ひます。この三つの点について管理局長から御

答弁をいただきたいと思ひます。防衛庁については、その御答弁を伺つた上でお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) この前の委員会ではいろいろ御意見がございまして、その後文部省といたしましては、駐留軍関係の基地につきましまして、調達庁の方からかなり詳細の資料をいただいておりますので、それは一応それといたしまして、それ以外の自衛隊関係の基地につきましまして、騒音で学校の授業がいろいろ影響を及ぼしている状況につきましまして調査をいたしましたのでございまして、大体それが本年の一月の下旬に、多少漏れもございしますが、出て参りましたので、その結果を申し上げます。大体騒音がかなりひどく授業がしばしば中断されるというやうな状況にあるものが全国で五十五校程度ある。それから授業が中断されるほどではないけれども、先生の声が教室の中で聞き取りにくいというやうなもの、大体それと同程度五十四校といふやうな数字になつております。それから先生の声は一応聞き取れるが、やはり授業中騒音がじやまになるというやうなものが大体八十校というやうな状況になつておるわけでございます。私どもといたしましては、先ほどもお尋ねの中にございましてお答え申し上げたように、騒音のひどいといふものにつきましましては、防衛庁の方で何とかこの騒音対策の措置を早急にとつていただきたいといふことで、防衛庁の方にお願いを申し上げておる状況でございます。

それから板付の基地の周辺にございまして馬出小学校の鉄筋改築につきましまして、これは調達庁の方からお答え

願う方がかえってよいかと思ひます
が、私の知つておる範圍で申します
と、御承知のように、試験的に鉄筋防
音試験工事を行なつたわけでございま
す。大休九教室をこれを防音工事を行
ひまして、そして本年になりまして一
応完了いたしました。文部省の方から
も参りまして、調達庁の方と御一緒に
防音の結果の測定をいたしましたので
ございまして、大体遮音の効果が三十
ホーンない三十五ホーンその程度
下つておるといふので、一応私どもと
してはこれは成功ではなからうかとい
ふふうに考へておるわけでございま
す。

なお、防音の基準につきましては、
これはどの程度のものを防音工事を施
すか、あるいはどの程度のものを、た
とえば生徒の数を減少して小規模學級
にして授業をやるか、あるいはどの程
度のものを移転して防音工事を施すか
といふことにつきましては、いろいろ
技術的な面がございまして、まだ防衛
庁と最終的な結論には到達しておりま
せんが、いろいろと相談をいたしてお
る途中でございます。

○松永忠二君 今お話しになりました
のは、駐留軍関係のものというお話が
あつたわけでございまして。これは自衛
隊といつても、陸上自衛隊の飛行場が
私の調べているのは九つ、海上自衛
隊は六つ、航空自衛隊は十二、そのほ
か演習場、射撃場という相当な数に
上ると私は思ふ。まあ、後刻その点に
ついてお聞きをしたいのであります
が、自衛隊の關係についても、やはり
即刻調査をされるということは必要だ
と思ふわけであります。これは一つ実
施をお願いしたいと思ふ。なお、今

管理局長からお話のありました駐留軍
關係のものについては、一つ資料を御提
出をいただきたいと思ふのであります。

防衛庁にお尋ねするのであります
が、その節、大森施設課長が出て来て
こういうことを言つておるのでありま
す。調査がなかつたものだから予算が
なくて、大蔵省と話し防衛庁の一般
の補償の方の金でやる。三十三年
度は、今後のことについては調査をし
てから、調査をしてそういうふうな予
算の計上をはかるというふうなことの
話があつた。昨年については調査がな
かつたので、予算がなかつたというこ
とは、一応わかるのであります。も
うすでにそういう点について調査も進
められていけば、必ずここに予算とい
うものを考へていかなければできぬと
思ふのであります。この点について
は、一般の補償の方から予算を出して
いて、特別に對策の補償費を計上し
ていかなければ、その点についてはど
ういふふうな一本本年度のこの予算の
規模を持つていたのか、その点につ
いてお聞きをいただきたいと思ふので
あります。

○政府委員(山下武利君) 騒音の補償
問題につきましては、先ほど申し上げ
ましたように、法律的な基礎がはつき
りしていないといふこと、それから
なお調査中でありまして關係と、それ
から調査が終りまいしと、どの程度の工
事をしたいかといふことを全国的
に積算することは、どういふ予算要求の
ときまでに間に合はなかつたのであり
まして、三十二年度と同様三十三年度
といひましたし、騒音のために幾ら
いふ予算を計上してあるわけではござ
いません。ただ、三十二年度につきま

しても、一般の補償の中でやりくりを
いたしまして、そのつど大蔵省の方と
協議をいたしまして、防音對策とい
う特別の目を設置いたしまして、そ
れを実施することになつておるわけ
です。現にまた、実施中でございま
す。三十三年度につきましても、同じよう
なやり方でもつて、他の費目から流用
をして参りたい、かように考へておる
わけでございます。予算がないため
に、この措置がおくれるといふことは
あるまいと考へておるわけでございま
す。

○松永忠二君 ところでまあ、大臣に後
刻聞いてみたいのですが、防衛庁の方
でも、一体特損法といわれる駐留軍の
補償を運用してやつていられるという
ことについてですが、今先ほど私申し
上げましたように、自衛隊はすでにた
くさん飛行場を持つてゐる。演習場
も持つておれば射撃場も持つてゐる。
そういうふうなたくさんものを持つ
てこういう仕事をやつてゐるし、しか
も自衛隊自身は、国民から十分な好意
をもつてこの仕事をやつてゐるわけ
なんでしょう。そういうたくさん飛行場
を持ち、射撃場も演習場も持つてゐる
のに、一体特損法といふものを運用し
てやつていくといふことについては、
当然これでいいといふふうにお考へに
なつておるのかどうか。また、この準
用規定を適用して補償をやつてゐる
から、予算を正確に取ることができない
のでありまいしょう。一般のものから流
用して目としてやつていくわけなんで
ありますが、法律があれば、当然この
特損法に關係して、防音もこの一つ
の項目としてその予算の要求がなさ

れ、的確な調査の上に確実な予算の要
求ができると思ふのであります。こ
の点については防衛庁はいつまでも準
用規定を適用してやつていくものなの
か、防衛庁としてはこれの根拠法を
作つていこうと、これは私は防音だけ
のことを言つておるのではありませ
ん。農業、漁業關係の經營に關する補
償の問題もそうであります。この点
についてやはり根拠法を作るといふこ
とで進んでゐるのか、いつまでも準用
してやつていこうとするのか、その辺
についての防衛庁の態度について次官
から一つお聞かせをいただきたいと思
ひます。

○政府委員(小山長規君) 根拠法を作
りたいとは考へておるわけでありま
す。何としまして一つの法律を作ろ
うといふ以上は、その基本的な実態と
いふものの調査をしないではやるわけ
はいきませんので、従つて全国的に
起つておるいろいろな事情といふもの
の正確な把握をできましたならば、一つ
の基準を求めて法律化したといふ、こ
う考へておるわけでありまして。

○松永忠二君 調査をしてからとい
うお話であるのでありますが、もう自
衛隊発足以來相當な年数もたつてお
るし、今から調査をするなどというや
うなことは、少し筋の通つた話では私
はないと思ふ。お話しによると、す
でに防衛庁では立案をして、それで大
蔵省と折衝等もされたが、閣議了解が得
られずに立法ができなかつたんだとい
うようなことも聞いておるのでありま
すが、これは事実でありますか。
○政府委員(小山長規君) 私の承知す
る限り、そういうことはございま
せん。

○松永忠二君 そういうことになりま
すと、私たちはこの今の学校の騒音防
止の問題についても、やはり十分に予
算を取つてこれに對策をすることはで
きないといふことも、要するにやはり
準用してゐるということによると私は
思ふ。そのほか後ほど申し上げたいの
ですが、一般の補償等の問題について
も非常に不備な点があるわけです。こ
れについては防衛庁はこれだけの予算
を持ち、これだけの施設を持つてやつ
てゐる以上は、當然の責任として、こ
の点については立法化をはかるべきだ
と私は思ふのであります。こういう点
について今後努力をしていく、あるい
はこういうふうなことで省内における
意見がまとまりつつあるといふよう
な、そういう御答弁がいただけるもの
なのか、検討中であるのか。ただそう
いふ言ひのがれといふか、そういうう
けのものであるのか、その辺もつと
はつきりお答えをいただきたいと思
ふのです。

○政府委員(小山長規君) 騒音の問題
につきましては、たとえば飛行機の例
をとつてみますと、一時間に何機飛ぶ
かといふようなことで、騒音が非常に
違つてくるわけでありまして。従つて同
じ飛行場でも、訓練の程度によつて違
ひます。騒音の程度といふものは、
千差万別であるはずであります。た
だし、地形がある程度谷底であると
か、山に囲まれてゐるといふようなこ
とになりますと、常識的に非常に騒
音が激しいといふことがあるはずであ
りますから、そういうものを求めて、
たとえばホーンという単位ではかりま
すが、そういうふうな何十ホーン以上
のものは、とうてい正常な授業はでき

ないとか、学校についていえばそういうことが起り得ると思います。そういうものを一体どの程度あるのかというようなことは、やはり片手落ちがないように全国の事例を調べてみる必要があるだろうということで、これは今調査をやっているはずであります。われわれとしては、この騒音の防止については、一つの基準を求めたら法律としてこれを国会に出して、そうして補償の基準を考えたい。これはもう思っていることは事実なのであります。ただ、そこまでのまだ準備ができておらぬということで御了承願いたいと思うのであります。

○松永忠二君　まあ、私は騒音だけに
ついでの話ではないので、その点につ
いてはもう少しやはり農業、漁業の経
営に対する問題、現実にもう各地で自
衛隊の関係のところで起っている事実

があるのでありますから、そういう点でただ単に防音とかいうことでなしに、広い範囲の根拠法を作って、その根拠法に基いて予算要求をし、適切なその補償をすることによって自衛隊の仕事に対するいわゆるその悪感情も除去していくというようなことは、これは当然推進していく政府の責任だと私は思うのであります。これはいつまでも準用規定をしていくところに、十分な補償もできないし、十分な措置もできないと思う根拠があると思うのであります。こういう点については、基本的にこれを今後法規定をしていく必要が私はあると思います。

そこで、経理局長に聞きたいのであります。が、現実には音響の、今いろいろ次官からお話がありました。が、音響の強度及び頻度については、基準がある

わけてありますか。この基準は一体防衛庁が作っているのか、あるいはこれらはもちろん調達庁の關係としての基準だけれども、これをそのままつまり適用をしているのか、これでいいというふうに考えているのか。これについては文部省はどういうふうな一体考え方を持っているのか。これを一つお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(山下武利君) 防衛庁とい
たしましては、今のところはつきりし
た基準を持っているというわけではご
ざいません。ただ、米軍の例の特別損
失法に基づまして調達庁として一応の
基準をきめておられるわけでありま
す。それに照らしまして、非常にこの
騒音がひどいと思われるところに對し
まして、予算とのにらみ合いでもって
補償をしていくというのが、具体的に
例でございます。

○政府委員(小林行雄君) 従来の特損法に基く基準は、御承知の通りまあ大体ジェット機以前の、比較的騒音の低いころの基準でございます。最近のように機種が變つて参りまして、非常に騒音の度合いも高くなつてくるというような現在の状況におきましては、ただいまの特損法の基準は、必ずしも私どもは適当でないと思ひますので、できるだけ現実にあうようにこの基準を將來改めたい、こういうように考えているわけでございます。

○松永忠二君 それじゃ一つ調達庁もおいでのようにありますので、調達庁と防衛庁の両者にお聞きしたいのであります。今言ったような文部省としてもそういう考え方を持っているし、われわれもこの基準は非常に当を失していると思うのであります。そういう

失していてそのまま実施をしていくということは、まことに工合が悪いと私は思うのでありますが、これは早急に検討をして、これは全く規則でありまして、自由に改めることのできるものなんであります。実情に即することをやろうと思えば、すぐできる性質のものなのでありますから、この点についてはやはり文部省との間に早急に協議をして、変更するという意思があるのかないのか。それをも一つ調達庁並びに防衛庁の方から御答弁を伺いたいと思います。

○政府委員 柏原盛太郎君　ただいま問題になっておりますのは、基準の点でございますが、調達庁といたしましては八十ホーン以上のものにつきましては、これを七十ホーンまで下げるということ、防音工事をいたしております。八十ホーンになりますものにつきましては、これを取り上げてやってきているわけでございますが、音量の問題について申しますれば、ただいまのところ、予算等の関係もございまして、このいった基準で一応進んでいいんじゃないかというふうに考えております。

○政府委員(山下武利君) 防衛庁とい
たしましては、ただいま申しましたよ
うに、調達庁でおきめになっておる基
準を、一応の目安といたしまして、補
償をやっておるといふ実情でございま
して、調達庁の方ともよく連係を保ち
ながら善処していきたいと考えており
ます。

○松永忠二君 この点については、先
ほど管理局長からお話がありました板
付についての試験等も、十分に参考に
なる資料があるわけです。自衛隊とし

でも防衛庁としても、なお教育のことについては、やはり文部省の考え方というものが最も尊重されていくべきであるわけです。こういう点について、あなたは予算がないからというお話しであります、結局前の問題に戻って、予算がないからそういうことになっておるのでありまして、確実にやっていくのには、やはり基準を下げて実施をしていく必要があるということとは、これは実際の問題だと思ふので、そういう点については、やはり文部省との間に十分な協議をされて、再度検討するという方向へ一つ踏み切っていただきたいと思うのです。

それから引き続いて、一体防音施設については、教室だけが認められている、職員室や特別教室は認められていないという現在の規則といえますか、これははなはだ妥当でないと思わうのです。この防音の装置をした学校へ参りましても、そこまでちゃんと防音の施設がしてあって、職員室というのは一体どういう場所だというふうにお考えなでありますか。これはあまりに教育そのものを一体考えない考え方で、私は見て実に憤慨をしたわけです。教師が自分の仕事をするために、職員室でいろいろな事務をやり、調べをし、調査をする、そういう職員室は防音の施設をする基準に入っていないなどということは、一体どこから出てくる理屈でありますか。私は講堂のよ

ということであるとするならば、一
特別教室というものは要るものである
と考えておるのか、要らないものだ
と考えているのか。特に職員室などを基
準から抜かすということは、もつての
ほかだと思ふのであります。これも規
則なのであります。政令とかその
ほかのものを調べてみても、そういう
ことは出ておらないのです。調達庁は
一体そういうことをどういうふうにお
考へなのでありますか。防衛庁の方で
も、どこに一体それを取り除く基準が
あるのか、私は非常に納得がきませ
ん。即時改めるべきだと思ふのであり
ますが、どうでありますか。

○政府委員（柏原益太郎君） ただいまお話しがありました通りに、三十二年度までに施行しました防音工事につきましては、教室だけについて施行しております。これは、ただいまお話しにありました通りに、教育の効果を十分に上げるとのことのためには、片手落ちであるということは、よく存じております。それで、三十三年度以降におきまして、ようやく予算の裏づけもつきましたので、ただいままでに施行いたしました防音工事で、教員室等につきましては防音工事のしてなかった分がございしますので、それを全部防音工事を施行する。さらに、三十三年度以降に新しく工事をいたします場合には、職員室も含めて防音工事をいたすことに予算上も措置いたしております。

○政府委員（山下武利君） 防衛庁といえども、今まで調達庁の基準を一応の参考としてやっておったわけでございます。今後も調達庁のおとりになる方針と連係をとりまして善処したいと考えております。

○松永忠二君　そういうふうには、非常に消極的だと思ふのであります。一体調達庁のやつたやうにやらなければできないというわけのものではないし、単独な立法をすれば、当然それを検討する余地があるし、そういう点についてやはり積極的に配慮がなされてこそ、初めて私はそういう点について防衛庁の良心というものがわかると思ふのであります。私は当然同様な措置をされ、今後この点から考えても、やはり立法の必要があるというふうに断定をされると思ふのです。局長御意見どうですか。

○政府委員(山下武利君)　米軍の行為によります特別損失補償法というものは、外国の軍隊が日本に駐在するという非常の特異な事例に対する法律と考へるわけでありまして、これを直ちに自衛隊に持ってくるかどうかという点については、なおいろいろ検討をしなければならぬ面もあるかと思ひます。また、騒音の問題というのは、必ずしも自衛隊に限られるわけではありませんが、将来航空機の発達等によりまして、民間機等についても当然起つてくる問題でありまして、これは騒音全体が文教施設等に及ぼす影響につきましては、自衛隊ばかりでなしに、政府全体として慎重に考へなければならぬ問題でもあります。しかし、自衛隊といたしましては、そういう恒久的な立法ができます前にも、さしあたり非常にお困りになっておられるところの施設につきましては、できるだけのことばしたいということば、先ほどから申し上げておる通りでございます。

○松永忠二君　まあ、あなたとしてはそういうふうな御答弁だと思ふのであります。

りますが、ただし、防音は全体のことだとか、そういうことはほかで考へることであつて、自衛隊は自衛隊として関与していることを的確におやりになつていくということが、本筋だと思ふのです。そういう点について、せめてそれでは、立法ができないならば、自衛隊の中で、防衛庁の中で、基準を設定する。しかも、その基準は適切な基準であるというものを作つてやうていくと、ただ、調達庁が教室を入れれば私の方でも入れますというやうなことは、私はおかしいと、こういう点については、もう少し積極的な御配慮を一ついただきたいということば思ふのであります。

そこで、やはり同じことが、谷上地区というのは飛行場に接近したやうな場所でありまして、ここには四十数戸の人が住まつておるのでありますが、これは百四十ホーン、あるいは百五十ホーンという大きな騒音を立ててい

る。現実には谷上の部落のすぐ前まで飛行機が墜落しておる。それが少し誤れば、谷上の部落の上に來れば、部落全体が非常な被害をこうむるというやうなことになるわけでありまして、これは防衛庁では、自分の単独の立法がないというやうなことで、これについては十分な確かな補償をするという点に明確になつておらぬやうであります。これは防衛庁と自衛隊の方に同時に御聞きをしたのであります。今の話

の特損の法律並びに政令等を見ますと、ここに出てくる「農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する」というふうに出てくる。それ

でその政令の中にその行為として「航空機の墜落又は着陸のための飛行。但し、当該農業が航空法第二条に規定する進入表面又は転移表面に準じ調達庁長官の定める平面の投影面と一致する区域内において行われる場合に限り」というふうに出てくる。これは谷上部落がこの進入表面または転移表面になつておるのであります。これを考へてみると、これは調達庁の關係であれば、当然これは補償の対象になると私は思ふのであります。調達庁の意見としてはどうなんでしょうか。

○政府委員(相原益太郎君)　お話し通り調達庁の場合には、これは当然補償の対象として取り上げるべき事案となるわけでありまして、

○松永忠二君　そうなりますと、これを調達庁の運用されておる自衛隊では、やはり当然これは補償の対象になると解釈されるのですが、防衛庁の方はどうですか。

○政府委員(小山長規君)　これは補償するつもりで、ただいま折衝中であり

○松永忠二君　そうなりますと、これは新聞記事あたりに出ていたことはみな誤まりであつて、やはり何か補償の基準がないとか、法律がないというやうな十分なことができないなどというやうなことが言われておるのですが、これは要するに防衛庁としての根拠法がないというやうなことであつて、そういうことを言つておるのであつて、要するに今言つたやうなことから、準用して補償できるという今の御答弁だと思ふのであります。これはもう、こういうものこそ私はさつき申し上げたのですが、飛行場をすぐそこまで拡張してくる。そ

こにすぐ住居があるということがわかつていて、しかも、なおかつ、その人たちが叫びをあげて言つてこなければ、補償も何にもしない。しかも、自分の分の飛び立つところの進入表面や転移表面にびつたり一致する場所に住居が十四、五軒ある。そのところに現実に起つてこなければ、しかも、村の人たちが東京までわざわざ出てこなければ、この問題を補償の対象として取り上げてこないと、いふ実情なんです。これと似たやうなことが、今の小、中学校の防音、騒音の問題についてもさうなんです。さつきお話が出てきましたやうに、一週間も学校に來てホーンの検査をしていのに、その調査のものは全部持つていってしまふ。またやり直して、どうのこうのということばなんです。私は防衛庁のためにも、やはりこういうことについては、現実に拡張したやうなところに住居がある。しかも、それから離れて飛び上つて、先ほど申し上げました伊佐見小とか、あるいは伊佐見中とかは、そこから熊野灘に向つて上空を旋回していくところなんです。そういうことについても、たびたびそういうことを言つておるのに、浜松の飛行場の司令官がかわれば、かわるたびに、ちつとも中央に連絡がとれないし、中央の措置も十分にできないという実情を、私たちはこういうやうな点で把握するのです。十分に一つこの点については、今いろいろ御質問をいたしまして、防衛庁の方からも的確な御説明もあつた谷上部落の補償並びに伊佐見、和地小、中学校の防音装置については、十分に御調査をなさつて即座に実施をされる、同時に、今

は、今後改めるといふ方向も打ち出されてきておりますので、十分に御考慮をいただき、浜松の萩丘の小学校などは現実に職員室等防音装置がしてないのであります。それがさかのほつて実施をされるという予算措置もできていくやうであります。この点については非常にありがたいことだと思ひます。なので、実施を直ちにしてみようというふうにしていただきたいと思います。私は、文部大臣にこれに関連して責任ある御答弁を少しいただきたいと思いますのであります。後刻見えた機会に……。

○委員長(湯山勇君)　文部大臣見えています。さいせんから見えておるので

○松永忠二君　そうですか。それでは一つ大臣にお伺いしたいのですが、この前の三十二年の十一月七日に、大臣は、こういうことを言われている。飛行場周辺の騒音については、よく立法化の必要も認め、一つ閣議へ持ち込んで実現をはかるという非常に力強い御発言があつた。その後どういうふうなことが推移をし、今後どういうふうな

から一つ御答弁をいただきたいと思ふ。○國務大臣(松永東君)　御指摘になりました点は、これは昨年からいろいろ調査をやつておるのであります。現に私も福岡の大学に行きまして、そう

きまして、なるほどこれじゃ、とてもそれはみなが授業するの非常に妨害をします。そこで、これは何とかしなければならぬと思ひまして、そうして防衛庁あたりにもいろいろ折衝を

何回かやりました。何回かやりました。が、しかし、まだ法律を制定するという段取りまではいっていません。しかし、それはやがてそうしなければならぬというので、進行はいたしてあります。今のところはその程度で、まだこれを、私の方で法律案を作つて、そうして御協賛を仰ぐところまではいっていませんけれども、何とかしなければならぬというので、今関係各省とずつと交渉を続けておるところであります。

○松永忠二君 この点については局長にもお尋ねしたのでありますが、東京都あたりには、さつきお話があったように、単に飛行場の周辺とか何とかという点でなしに、工場あるいは電車その他の騒音等、相当あるところがあります。そしてまた聞くところによれば、A級、B級、C級というような基準を立てて、調査も実施をされていくように聞いておるのであります。しかし、なかなかこの問題については、的確な調査の実施ができていない。だから、われわれとしては、今後こういう面の騒音は多くなつても少くなつてもなし、そういう点について飛行場の周辺の騒音の問題を含めて、こういう問題についての立法措置を十分やはりしていく必要があるというふうな、私たちが思うのであります。こういう点について局長の意見をお聞かせ願いたいと思つてあります。

○政府委員(小林行雄君) 学校の環境をできるだけ正常にするという意味で、実は、昨年この騒音につきましても、その一環といたしまして文部省として全国的にいろいろ調査をしたことがございます。ただその場合、駐留軍

関係の基地とか、あるいは自衛隊関係の基地については、飛行場ばかりでなく、射撃場その他につきましても、いろいろ意見を申し出たところもあります。けれども、都市の中での工場、事業場あるいは交通機関関係等の騒音については、これは一律にいかないけれどもあると思つて、全国的にままたた意見は出ておりません。しかし、できるだけ学校の環境をいい環境に保つという意味から、そのときには実は学校教育法の一部を改正して、そういう条項を入れるというような意見も実はあつたような次第でございます。文部省としては、そういう学校の環境という意味からも、将来さらに検討を重ねて参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 議事進行。ただいま文部大臣においでになつてゐるわけですが、やがて文部大臣、予算委員会から声がかかると思ふんです。そうすると質問できなくなりますので、私もあとで質問したいのですが、とりあえず文部大臣の方に質問を済ましていただいて、それからなお、要求しました石井副総理が来なければ、委員長において総理大臣を一つ、本委員会に出席要求していただきたい、かように委員会を運営していただきたいことを要望します。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕
○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。
○松永忠二君 だいぶ長くなりましたので、これで終りたいと思つてあります。すが、大臣から先ほどお話しがありました、閣議へ持ち込んで立法するとい

うことについては、十分に一つ調査を伴つて、この実現を一つはかつていたしたいと思つてあります。なお、管理局長からお話があつたのでありますが、これはまあ、特に私は施設の面でやはり工夫すべき点があるではないか、たとえば鉄筋の建物についての割合等をどういうふうにしていくかと、あるいは現実にはそういう騒音が出た場合には、その施設の防音装置についての負担をどういうふうにかえていくとかという、そういう面からのつまり方法もあり得ると思つたわけなんです。やはり現実には、あなたの所管するものは非常に多いのでありますが、こういう点についてもやはり調査を進められて、的確な処置が打たれていきますように御努力をいただきたい。まあ、われわれもこういうものについて、法的に整備できるものなのかどうか十分検討をして参りたいと思つてあります。以上で参ります。

○竹中勝男君 議事進行。矢嶋君の御質問に先立って、せつかくこういうものが用意されておるのでして、私もその騒音の程度というものが実際からない、また、聞かれない方もあると思ひますので、それを一つ聞かしてもらつて、一つ気分が、ちよつと眠いですから、それをさまして……。(笑)

○矢嶋三義君 二、三問やつてからかけて下さい。

○委員長(湯山勇君) よろしゅうございますか、——それでは……。
○矢嶋三義君 文部大臣にまず伺ひますが、本日、私は、自衛隊並びに米駐留軍の飛行機が日本の教育施設に影響を及ぼす点に限って御質問申し上げた

と思ひます。病院関係とか、あるいは農業関係の問題もあるわけですが、それは本日は触れませんが、そういう前提をもつて伺ひたいと思ひます。まず、米駐留軍の飛行機、あるいは航空自衛隊の飛行機によつて大きな騒音がもたらされて、教育に悪影響を及ぼすと、それを解決するために相当の予算が必要、その負担は地元の負担でこれは解決すべきものでしょうか、それとも国の責任において解決すべきものでありましようか、基本的な考え方を承りたいと思ひます。私の所見をもつてするならば、これは決して地元で過重な負担をなすべきものでなくて、防衛庁なり、あるいは調達庁なり、要するところ、国の責任においてこれは処理されるべきものと考えますが、その基本的態度はいかがでありますか。

○国務大臣(松永東君) 矢嶋君の御指摘になりました問題については、御主張の通りに、これは地方負担にまかせるとのじゃない、やはり国が負担すべきものじゃないかというふうに私は考えております。ことに私は二、三、その騒音の被害を受けている学校あたりを回つてみました。ところが、そういう方面における学校では、特に音楽を教える教室とかなんとかいうようなところについての特殊のやほりいろいろの設備をいたしておられます。こういう問題についても、これは国として考えるべきではなからうか、というふうな考え方も超したくらいであります。ことに、いわんや仰せの通り、ほとんど何も施すことのできぬように騒音のはなはだしきところもある。ですから、こういうところについては、これはその必要の限度にもよりますけれど

も、やはり国が何らかの方法を講ぜにやならぬものだといふふうに考えております。
○矢嶋三義君 ただいまの文部大臣の答弁を承りました。そこで伺ひますが、教育環境を守るといふ立場から考えますならば、米駐留軍の飛行機によつてもたらされる騒音と、わが航空自衛隊の飛行機によつてもたらされる騒音とは、全く同じ立場において、教育環境を守るといふ立場において考え、対処して参らなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(松永東君) 御承知の通り、駐留軍関係の騒音防止につきましては、規定が定められております。しかし、自衛隊のこの周辺の学校の問題については、きちつとした法律はありませんけれども、やはり何らかの方法をとつて、補償措置を講ぜなければならぬという考えから、防衛庁という折衝いたしましたして、防衛庁の予算措置によつて宮城県、矢本小学校ですか、それから同県の玉浦小学校とか、いろいろ、その他鹿角の鹿屋とかなんとかいう、まあこれはほんの例示しただけですが、そういう方面で、やはりその防衛庁の措置で何らかの方法を講ずるといふ建前から折衝をいたしまして、それぞれ実施をいたしております。

○矢嶋三義君 その駐留軍関係は調達庁、それから航空自衛隊関係は防衛庁、これは一つの行政機構であつて、行政運営の面だけであつて、本質の問題としては、教育の場を騒音から守つて教育環境を整えるという立場から考えるならば、文部省としては同じよう

な対処の仕方をしていかなければならぬと私は思う。その立場から考えると、私は忍んで申しすけれども、文部省は怠慢だと思ふんです。駐留軍の方はその特損法によって調達庁でやっていく、しかし、航空自衛隊の飛行機によってもたらすところの騒音については準拠しておるとか、法的根拠がないからとかで、今日そのまま放置してあるということは、騒音から教育の場を守るという立場に立つべき文部省として怠慢だと思ふ。ということでは、駐留軍の使つておる飛行機と航空自衛隊の使う飛行機とはほとんど同じなはず。たとえばF100とかF104などとかいうのは両方使つておる、どちらもものすごい排気音を出しておる、だから本日まで、一方は特損法でやっておるが一方は法的根拠もない、準拠で云々などといううな、今ごろ調達庁とかあるいは防衛庁の方が答弁してゐるのは私はけしからぬと思ふ。そういうところは教育というものにあまり関心がないから、そういう事態がもたらされるのかと思ふが、少くとも文部省の所管局長、それから上司であるところの文部大臣としては、これは同じ角度から考え、対処しなければならぬと思ふのですが、いかがでございますか。

○政府委員(小林行雄君) 騒音が学校の環境に与える影響という点から申しますれば、ただいま御指摘のございましたように、駐留軍関係の航空機である場合と、自衛隊の航空機である場合と全く同じでございます。それは御指摘の通りであります。ただ御承知のように、自衛隊関係の場合につきましては、これは現在法規はございせんけれども、ただ教育環境あるいは学校関係だけでなしに、農業関係とか水産関係その他の補償もいろいろございまして、これだけを特に取り上げてやられるということが困難な実情から、やはり現在特損法をよりどころとして準拠してやられるということとは、現在までやむを得なかつたことじやなからうかと思つております。怠慢であるというおしかりでございますが、私どもいたしまして、これは調達庁なり防衛庁にせいで御連絡を申し上げて、措置を早急にやつていただくように、今までお願いしておたわけでございます。

○矢嶋三義君 ややその答弁不満ですが、急ぎますので次に伺います。それは、文部大臣、あなたとしてはこの問題を解決するに當つては、可能な限り学校移転ですね、移転という方針をとられますか。それともその方針はとらずに、防音装置というお考えでおられるのか。それから木造建築に対して防音装置をやるのか、それとも積極的に鉄筋防音装置という方針をとられるか。その点、明確に一つ方針をお答え願ひたい。

○国務大臣(松永東君) 実は小林政府委員からお答えした通り、この問題については、それが駐留軍関係であるうとあるいは防衛庁関係であるうと、同様にこの問題については防止の方法をとらなざるならぬということもあつてございまして。しかしこの問題が実は少しおくれておりますのは、これは私の考え方で、実は防衛庁の使用いたしております飛行機の騒音は、それまで高くなかつた。ところが、駐留軍の、アメリカさんの飛行機はとてつ

もない音がしまして、そしてそれはもうとてもその付近におれないといううなことは御承知の通りであります。でありますから、従つて防衛庁関係が、おくれつたのだと思ひますが、しかしお説の通り、防衛庁関係の騒音も相当このごろは飛行機がやはり新しい飛行機を使う関係からでありまして、うが、非常にそれはもうひどくなつてきておるといふことはわれわれも認めております。従つてこれは何とかせんとけりやならぬというふうな考へて、いろいろ協議をいたしておりました。先ほど来御不満でもありましたが、私の方から防衛庁あたりに交渉しまして、そうしてその損害補償とかなるとかいう問題についても働きかけておるわけでありまして。今御指摘になりました、移転をするかどうかといううな点でございまして、これは移転なんということになりまして、望ましいことは、その学校を移転するということか、もしくはその防衛隊ですか、それを移転してもらふ。これは望ましいこととして設置せられた以上、これを移転するといふことは、これはできない。従つてその学校を移転するよりほかないでありまして、学校を移転するといふことになりまして、学校はそれに通学するところの児童のことも考えなければならぬと、急速に非常にへんびなところへ移転するわけにも参りません。従つてやはりどうしても防音装置を施した完全な建築構造にしてそこへ建てなければならぬが、第一的には、でありますから、やはりそれは鉄筋コンクリートで、そうして防音を完全に達成し得る防音装

置を施した建築をしなければならぬといふふうに考へております。○矢嶋三義君 録音再生の用意をして下さい。もう一問で終わります。それは私も昨年福岡に視察に参つたのですが、そのときに地元の人には非常に感激して、こういう話なんです。総理大臣以下多数のえらい人が板付にお着きになるが、学校の子供は困つてゐるだらうとか、病院の患者はさぞかし困るだらうとか、このことを一言も言つてくれる人がない。そうしていろいろ視察に来て、そのうち解決すると言ふけれども、一歩も前進しない。少しづつ前進すればいいが、一向解決しない。一体いつこの問題を解決してくれるのか。これが痛烈なる住民の声だつたわけ。今私も持つて帰つた録音を再生しますから、それを聞いて大臣はいつ、後ほど詳しく政府委員にたゞして参りますが、九州大学からあの板付の周辺の高等学校以下の学校の防音問題を解決するの、明確に録音を聞いた後にお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) 私は録音を聞かぬでも、私が現に九州大学に行つて、あのがががいつておるところを聞いておるのです、それは私も痛感しておる。ですから、ただ問題は何かいつ早くこれに防音装置をやるかといふことに残されるわけ。それは先ほど来申し上げる通り、それだけの機関と協議いたしまして何とかしなければならぬといふことを私は痛感しております。ですから、御要望に應じて早急に一つ何とか方法をとりたといふふうに考へております。

○委員長(湯山勇君) それでは板付基地の管松小学校におけるジェット機による爆音被害の実況を聴取いたします。この録音は、去る十二月本委員会から派遣された第一班、松岡、矢嶋、常岡の三君が持ち帰られたものであります。速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 では、調達庁、防衛庁関係の政府委員の方御着席を願ひます。まず、次の質問を發する前に、今の録音は宮松小学校のですが、この宮松小学校はある程度の防音装置をしてある学校でございまして。なおかつあのうな騒音であるといふことを一つ了承おきいただきたいと思ふのです。防衛庁に伺ひますが、今わが国の自衛隊並びに米空軍に在る飛行機の中で一番大きな音と申しますか、比較的大きな音を出す飛行機は何という飛行機ですか。

○政府委員(山下武利君) 私の承知しております範囲では、米軍につきましてはF100という超音速の飛行機、これはおもに板付基地に配属されておると聞きますが、それが一番大きな音を出すといふことを承知いたして、現在持つておりますF86というのが一番音の点では高いといふふうに記憶しております。

○矢嶋三義君 重ねて伺ひますが、この米軍に在るところのF100、それから自衛隊に在るF86、これらは何機ぐらいいるのか。さらに、今後これらの飛行機はふえる可能性があるのか。それとも、自衛隊はアメリカから飛行機の貸与を受け、さらには自衛隊みずから新機種をきめて新しい飛行機を作らう

としておるのですが、それらの飛行機の騒音はこのF86あるいはF100に比較して音の低い飛行機となる予想であるのか、それともこれらの飛行機よりは音がさらに高くなる、かように予想されておるのか、それらについてお答え願います。

○政府委員（山下武利君） 米軍の飛行機の配備数につきましては、私は存じておりません。自衛隊の浜松基地にありましてF86は二個中隊でございまして、大体五十機程度と考えております。その他の基地につきましては、まだジェット機につきましては、それほど多くの飛行機が配備されておるといふ事実はございせん。将来の戦闘機につきましては、目下機種をいろいろ研究中でございまして、どういふふうな飛行機が選ばれるかということがまだきまつておりませんので、騒音の点については、今のところまだ申し上げかねる段階でございまして。

○矢嶋三義君 そういうことだから困るのです。私は調達庁の方に伺いたいのですが、具体的に伺います。福岡市の席田小学校、この小学校は調達庁の全額補償で移転した小学校ですね、三年前に移転してなお木の香も芳ばしい学校ですが、防音装置を全くしないまま移転して、現在ではもう授業ができない状況になっている。こういうことについて調達庁としてはどういふ反省を持たれておるかという事は防衛庁それから文部省、それから駐留軍につなげる調達の間の連絡が全く不十分で、将来について何らの見直しも立てないから、建築して二年そこそこで全く授業ができないという状況にある。それを見たときに、私はもったい

ないなという感じがしたのでありますが、どういふ反省を持たれ、その教訓からどういふ対策を考えておられるのか、お答え願います。

○政府委員（柏原益太郎君） ただいまのお話のありました席田小学校は昭和三十年に移転しました学校でございまして。その当時といたしましては今板付にありますがジェットF100戦闘機の前F86が主体をなしてございまして、それを一応目標としてその騒音度を軽減するという考慮のもとに、現在の位置に移転をいたしましたのでございまして。その移転の当時といたしましては、昭和三十一年の十月ごろから飛び始めたというこのことを聞いておりますが、その移転の当時といたしましては、F86の排気音というものを主体として考えてございまして、さらにそれよりも高音を發しますF100Dというものを予想しないで、現在の位置までに移転をいたしましたれば、十分騒音を消すことができるということに移転をいたしましたのでございまして。しかし、今お話しにありますが、航空機の発達は日進月歩、まことにめまぐるしいものがございます。今後どういった機種のものが作られるのか。また、日本において米軍がそれをどういった飛行場に配備するかということにつきましてはつらむらかにいたしませんか、そういう点も十分に考慮に入れますと、今後の防音工事の問題はやるべきであるというふうに考えております。

○矢嶋三義君 不動産部長に申し上げますが、航空機の日進月歩ということでは確かにそうです。しかし、一つ例にあげた席田小学校の場合は、航空機の

日進月歩で私は許されるべきものではないと思う。一体あの板付の飛行場から何メートルありますか。きわめて近い距離じゃないですか。それに多額の国費を使って移転する場合に、何らの防音装置をしていない、防音装置はゼロでしよう。ああいう指導ということがあり得ますか。一体、板付の飛行場から何メートルありますか。はかつてごろんなさい。飛行機のF100が来たという事は、確かに大きな排気音を出すことは事実です。しかし、その日進月歩だけで責任を回避するという事は、私は許されなかつたと思う。なぜ私がそういうことを聞くかというと、先ほどから松永委員から浜松の方を盛んに追及された。浜松にはF86が五十機程度いるというのでしよう。それで今そういう考え方で浜松に対策を講じておけば、もし浜松を拡張してF100あたりが来るようになったら、またこれから浜松に投ずる金というものはどこにぶちこんだ金になつてしまふ。だから米軍の秘密をあなた方が一〇〇%つかんでいなさいということは無理です。しかし、文部省と調達庁と防衛庁は十分の連絡をとって相当先を見通し、対策を講じなければ、一年か二年にして投じた金がゼロになるというやうな、そういう私は無計画な行政というものはあり得ないと思う。この点について防衛庁の政務次官が考えになりませんか。続いて、不動産部長から重ねてお答えを願います。

○政府委員（小山長規君） 将来の戦闘機はまだ決定しておらないのでありますが、しかし、いずれにいたしましてはエンジンが馬力がふえるわけでありますからして、従つて騒音の程度は相

当高くなるであらうという事は考えられるわけであります。そういう意味で防音対策をいたしますとき、そのことはやはり考えてやるべきであらうというふうな考えておるわけであります。

○政府委員（柏原益太郎君） ただいまお話しがありました通りに私も考えますが、今後どういった機種が配備されるのか、その新しい機種がどういった高い騒音を出すかといったようなこと等につきましては、十分にできるだけの方面から情報をつかみまして、そういったものを織り込んで、今後の防音工事をやっていくべきであると考えております。

○矢嶋三義君 先ほど文部大臣はこれらの問題は国の責任で処理すべきであるという基本方針を明確にされたのですが、従つて、ほんとうにあの地域の方の氣持になつてやる氣になれば、できるのです、できます。これは予算だつてしたたものですか。そこで具体的に伺いますが、文部省の管理局長お答え願いたいのですが、あの九大の一部校舎を海岸に近く建築いたしてございまして、あの開防装置は私は成功していると思つております。近くに西鉄の電車が通つておりますが、その電車が通るときでもあまり音がしません。飛行機の騒音も遮断できています。ただ冷房、暖房装置をどうするかという問題があと残ると思つておりますが、九大当局でも相

当研究したらしく、あの建築ならば私はまずまず大丈夫じゃないかと思つております。今後の飛行機の発達を予想いたしまして、あれでなお防げないというやうな騒音を出す飛行機ができれば、町に住んでいる人類の聴覚に故障

を来たすと思つております。だからあの程度やればまずいいんじゃないかと思つておりますが、その予算を聞くと普通の鉄筋コンクリートの予算に坪一万二千円をプラスすればできるんだというやうなことを聞きました。少し安過ぎるんじゃないかと僕は思つておるわけですが、管理局長あれをどうに思ったかと思つておりますが、あの規模で大学から小学校まで推し進める方針のもとに予算を獲得する、こういう事は対策を講ずべきではないかとかように思つておりますが、専門家としての文部省の小林局長の答弁を求めます。

○政府委員（小林行雄君） お答え申し上げます。九大の法文系の建物は、九大としてまあ従来の各学部の教室を防御するための試験的な工事として新たに建ててみたいというものでございまして、従来のものと多少防音の装置の上で變つておりますのは、外部から入ってくる音をできるだけ完全に遮断するというに力を入れまして、窓サッシ等もきわめて緻密なものを使うというにいたしましたのでございまして。これは調達庁の方ともいろいろお話し合ひをしまして調達庁のお知恵を拝借して設計したものでございまして。まあ、大体今までの状況では外部からの音が四十ホン程度、これで遮断の効果がある程度あるということになっております。こまかい建築の単価のことについては、今私は資料を持っておりません。

○矢嶋三義君 あれでやる方針をとられたらどうかと思つておりますが、その点はどう考えられていますか。

○政府委員（小林行雄君） 私どもとい

たしましては、もしその木造校舎を元として防音装置を実施されない場合は、鉄筋に改築する、なおかつ鉄筋工事の上に防音を施す場合には、できるだけ現在のあの九大の法文系の建物をモデルとしてやるように努めたいと思っております。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて。
○矢嶋三義君 文部省の管理局長に要請しておきますが、あの九大の防音装置の改築をするとなれば、総予算はどの程度要するかと、この次で計算しておいていただきたいと思ひます。

次に私は管理局長に伺いますが、先ほど文部大臣はできるだけ校舎は移転する方がよろしい。しかし小学校、中学校の生徒を考えると、通学区

域もあるから、そうばかりもいかないというお答えでしたが、その点についてはごもっともだと思ふ。また、たとえば九州大学のようなものを移転しようといつても、これはなかなか容易なことではないと思ふのです。しかしたとえばそれは浜松にしろ、福岡にしろ、あるいは最近に問題になっている宇都宮の横川村地区、あるいは所にして高等学校クラスの学校は、かなりの私は通学距離は變つても通学に支障ないと思ふ。従つて高等学校程度の学校は、中途半端な防音装置をするよりは、むしろ適当な距離の所に移転する方が適当だと思ふのですが、また、さうに文部省としては指導すべきではないかという私は見解を持っているのです

が、どういうお考えでおりますか。
○政府委員(小林行雄君) 義務制の学校につきましては、ただいまお話しのごさいますように義務制の關係から通学区といふものもございまして、これを無視して学校の場所を移すといふことは、なかなかできにくいわけでございます。私もいたしましては、もし簡単に移転できる、子供も、両親もそれを納得するというような実情であれば、移転ということが望ましいと思ひますが、実はなかなかさういふ例が多いわけではございません。高等学校以上の場合には、これは個々の学校の実情によるわけではございまして、原則的には通学区といふものが小、中学校に比べて広いわけではございますから、場所が許すならば移転することとが望ましいと思ひます。しかし、これと個々の学校のそれだけの状況によつて一がいには申せないとと思ひます。

○矢嶋三義君 私は具体的に伺います。それは私は今、板付の基地に限つて伺つておられるわけですが、飛行機が飛ぶと、九大がこのコースを通つては困るというところを、米軍に要求しては困るわけですね、ごもっともだと思ふんです。あの九大は医学部があり、理学部、工学部、農学部といふのが至近距離にあるのですから、最近の科学実情からいって、きわめて精密度の高い実験、実習等しているんですから、あれだけの騒音で大学の上空を通られては、大学の学生の研究時間に非常に支障があると思ふのです。そうすると飛行機はコースを要するのです。コースを要するといふと、小学校、中学校の方の上を通るということになつてくるのです。だから米軍当局にまこと

に悲しいことですけれども、各学校でそのコースは困る、このコースは困るといつておられるような状況なんです、さういふ御難題では解決できないわけですね。そこで私も拝見した学校で具体的に一つあげますと、福岡の商業高等学校といふのがあるんですね。これは板付の基地のすぐ近くです。さうしてその例のF100がスタートをする場合に、パン、パンという排気音を出すのです。調整するわけですね。その調整する時間といふのは、十分、二十分もやつて長いわけですね。その間に連続的に音が響いてくるわけですね。その福岡商業高校といふのは、鉄筋コンクリートで、防音装置は何もしていません。従つてとても授業できないような状況なんです。ところが、その学校関係者はあげて、ずいぶん伝統のある学校でこの地を去ることは忍びないが、今の生徒や、それから先輩からすれば後輩ですが、さういふ人が授業できない。従つてこの地を去ることは忍びないが、移転するにしろは忍びない。さういふ方針を打ち出している。しかも、福岡市内には商業高校といふのは一つしかないわけなんです。だから、あんな地区では移そうと思へば幾らでも移すところがあるわけなんです。さういふ一つのケースなんです。さういふのは、私は、先ほど文部大臣が申された国の責任という立場で、補償の立場で、早急に移転すべきじゃないか、また、可能なことだといふように考へるのですが、不動産部長並びに文部省の小林局長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(相原登太郎君) ただいま

お話しに出ました福岡商業高等学校につきましては、実は私も一月寸暇をさいて状況を拝見いたしました。さういふときは、きょうここで聞かしていただきました録音も、商業高校でとられた録音も聞かしていただきました。また、私屋上まで上りまして状況をよく調査いたしました。ただいまお話しにありましたように、義務制の学校と違ひまして、高等学校でございまして、また、福岡市における唯一の商業学校であるということでございますので、移転といふことにつきましては、義務制の学校と違つて簡単に考えられるといふことは言えるわけではございませんが、先ほどお話しに出ましたように、馬山の小学校におきまして、鉄筋コンクリートの建物に対する防音工事の効果といふものも、試験工事の効果といふものも出て参りましたので、現在の位置においてできるだけ防音工事をして、遮音の効果があるかどうかといふことを十分に検討したいと思つております。それでも効果が上らないといふ結論になりましたら、善処したいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) ただいまの不動産部長のお答えと同様でございまして、文部省といたしましては、本年の初めに、この福岡の商業高等学校の実情を事務局が調査をいたしております。そのときの状況によりまして、学校関係者、また地元の関係者は、静かな場所にできれば移転したいといふことも、かなり強い希望を持っております。さういふことも、よく承知いたしておりますが、ただいまお言葉の中にもございまして、新しく馬山小学校の試験工事が鉄筋でできたと、この結果が相

当ややはり九大の場合と同様に遮音効果が上つておるといふことから、現在の福岡の商業高等学校の建物も、サッシなどがある程度入れかえるといふようなことをすれば、相当防音工事の効果も上るのではないかと、私どももその意見もございまして、私どももその結果を見て、その結果、さらにはどうしてもこれがやはり現状の場所にとどまれないといふ場合には、その際、たとえば他の工場なり会社なりに借り払つて、それを財源として他の場所に移転するといふようなことも考へていいのではないかといふふうに思つております。

○矢嶋三義君 もう二、三点伺ひますが、ただいまの答弁は研究不足じやないかと思ひます。ということとは、板付の基地から馬山小学校の距離と、福岡商業との距離は、ずいぶん差があるんです。基地からかなりの距離があつて、その間に建物があり、空中において飛行機がスピードを變化する、そのときに出す猛烈な排気音程度なら、ちよつとした防音装置で防げると思ふのです。ところが、福岡商業高校みたいな、板付基地から直線距離百メートルくらいしかない、ああいふ位置に学校があつて、しかも、しよつちゅう飛行機が離着陸をやっている。やはり離着陸をやる場合には、調整をやるわけですね。民間機でもさうでしょう。たとえば羽田に行つても、しばらくの間、二十分くらい調整をやつておる。その調整の間に盛んに爆発音を出すわけですね。あれでは、少々の改造、防音装置をしても、私は四十ホーンなんかにはできないと思ふのです。だから、予算

の効率的な使用、運用という立場から考えても、一つのケースですが、福岡商業高等学校のような場合は、これは移動することが最も私はいい方法だと、かように確信を持っておりますので、その点については早急に研究、結論を出していただきたいことを要望いたします。

次に承わりたい点は、前の委員会で、小林局長は、ああいう基地の近くの学校は騒音のために教師の音が生徒によく聞えない、また、教師は生徒によく聞かせようと努力するために、非常に疲れると、教育効果が上らない。従って一学級の編成を四十人程度にしたい、またその必要があるということをお答弁されておられるわけですが、来年度から、板付に限らず、ああいう基地周辺に騒音のために教育に支障を来たしておられるような学校の学級編成基準というものは、四十人で予算を積算し、また、地方自治体を指導しておられるのかどうか、いつからそれを行われるのかという点と、そうなりますと、教師もそれに沿って増員しなくてはならぬとともに、一クラス四十人にしますと、教室も増築しなくてはなりません。これらの教室を増築するに要するところの補助金、それらについても明年度の予算、今われわれが審議しておられるのか、具体的にはどの程度盛り込んでいるのか、具体的に一つお答え願いたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) この基地周辺の学校の教育効果が、ほかの普通の場合の学級規模と同様でありまして、騒音のために教育効果が上らない。できるだけ学級の規模を小さくする、それによって先生の疲労度を少なくする、

教育効果を上げるといことが、かねてからの地元からの希望でございます。私どももこれはもつともだと思っております。ただ、具体的にこの規模をどの程度にするかという点につきましまして、いろいろ文部省も検討し、調達庁の方にもいろいろ意見を申し上げておりますが、私どもとしては、現在のところ、一応試験的に四十五人程度で発足したらどうかというふうに考えておられるわけでございます。この施設につきましましては、調達庁の方もいろいろ御検討下さいまして、できれば本年度に試験的に、何校かにわたって、この小規模学級にするための校舎の増設を考えておいて下さってあるようでございます。具体的には距離の配置の基準等につきましまして、それができました後、県の教育委員会の方と折衝をするつもりでございます。

○矢嶋三義君 具体的に伺いますが、あなたの方では、都道府県教育委員会、さらに市町村教育委員会をもう一方針で指導しておられるわけですね。また、自治体がそういう小規模学級の編成に即応する建設計画を立てたならば、調達庁としては、補償の形でそれに助成をする用意があるわけですね。念のために承わっておきます。

○政府委員(柏原益太郎君) 一学級の生徒数を何人にするかということにつきましては、ただいま文部省の方からお話がありましたが、調達庁といたしましては、三十三年度以降におきまして、三十三年度から若干なりとも小規模の学級に変えるということのため、ふえる教室に対する防音工事の予算を若干用意しております。

○政府委員(小林行雄君) 文部省として全国的に小規模学級を編成するように、特に指導をしておられる現状ではございません。文部省としては、ただいま申しましたように、試験的にこの板付の周辺で実施をしてみる、四十五人程度にして実施してみても、その結果に基づいて、あるいはさらにこの学級規模を下げるか、あるいはそのまま四十五人という数字で全国的に指導するかということについては、態度をきめたいと思っております。

○矢嶋三義君 研究はもう私は尽されていると思うのです。予算の関係もあるわけですから、理想的なことを要求するわけにはいかぬと思いますが、私は四十人程度の小規模学級にする方針を打ち出して、実行に移すべきときであると思う。われわれが福岡に行ったとき、緑風会も、自民党も、私、社会党ですが、行ったわけですが、ともかく集まっていた人は、いくつか問題を解決するかそれを言うて下さい、もうお説教みたいななぐさめことは要りませんと、非常に激昂しまして、私たち困った程度で済んだわけなんです。それで、九大のある先生が研究されて、あの付近の学校の子供はあくびが大体よその学校の子供よりも一割か二割程度多い、教師の疲労度も非常に高い、教育の程度も二割くらい下るといふことを、教育心理学者がちゃんと研究を尽されておられるのでありますから、それに即応した学校の移転ができなければ、規模を早急に私は実施すべきだと思ふのです。もう議論すべき段階ではないと思う。大臣初め局長並びに不動産部長も、つぶさに視察されているわけですからね。私は福岡へ行ったときに、爆音に関する児童作文というものを校長から渡されました。これは私は後ほど政府委員の方に差し上げたいと思うのですが、一、二読んでみますと、その中にこういうことが書いてある。二年の組の生徒の作文ですが、「さんすうのてすとがあつているときはひこうきが『ゴーン』と音を立ててとびまわります。さんすうのこたえまでわすれてしまふほどです。」「こういう素朴なことが書いてある。それから、「ほんとうにひこうきのおとはやかましいです。」「はくは、ながさきのしんせきへいったほうがいいとおもったりします。」「それからもう一つ、一年生の作文ですが、こういう飛行機がかいてあるのです。小さなあばら屋の上にジェット飛行機のかいてあるのです。しかも、これはアメリカのマークが書いてあるのです。この家は小さなアメリカの飛行機です。こういう大きなアメリカの飛行機が上から押しつぶさているような面をかいてある。これは非常にわれわれが注意して見なければならぬ画だと思ふのです。この人は一年生ですが、たどたどしい字でこう書いてある。」「はくがべんきょうしたら、またひこうきがきて、べんきょうを、じやまします。そのおとがひびくのです。」「まことに素朴な声ですが、書いてあるのです。それを校長が下さったのを私は持つて帰ったのですが、こういう実情です。四十五人だらうか、四十人だらうか、研究している云々ではなくて、まあ不動産部長も来年度予算に予定しているというのですが、即時実行に移すべき段階だと思ふのです。そこで、先ほどの松永委員の質問に関連して、念のために私は尋ねておき

ますが、特別教室、校長室等は、防音装置はいずれの学校もゼロ、今まで防音装置をした学校でこういうことをしてなかったのがいけないので、来年度はこの特別教室、校長室の防音装置をしたい、またすでにやったところもある、こういうわれわれの了承できる答弁があったのですが、昭和三十四年の第一・四半期が終るまでには、今まで防音装置を施していない学校の、まだ防音装置をしていない特別教室、校長室の防音工事は完了する、こういうふうになりました。よろしいかどうか、それがいけなければいつまでにできるか、その予測を承わっておきます。

○政府委員(柏原益太郎君) 職員室等の特別教室は、三十三年度中に、今まで施行しました学校で教員室等に防音工事のできてなかったものについて、全部施行を終る予定でございます。

○松永忠二君 今の点については、自衛隊の方も、防衛庁の方も、それに準じて実施をするというつもりですか、それ一つ。

○政府委員(山下武利君) 自衛隊といしましては、先ほどから申し上げておりますように、調達庁におきまになつておる基準を一応の目安として、従来から実施して参つておられるわけでございます。すつかりそのまます防衛庁の基準とするという段階には、今のところ至っておりません。従つて、今お話しのある場所について、いつまでにとりかかるといふことは、ここまではつきり申し上げる段階ではないわけでございますが、いろいろ予算関係等ともならみ合せて善処したいと、かように考えておられるわけでございます。

○松永忠二君 今の点については、先ほどから質問が出ておるうちに、飛行機もほとんど同じものを使っておるというふうな状態なんです、早急に一つ調達庁のようになんかに実施できるように御協議をいたして、協議の結果を一つまたお知らせいたしたいと思ふのです。その点を一つ確めておきたいと思ふのです。

○政府委員(山下武利君) 調達庁の方ともよく連絡をとりまして善処いたしたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 最後の質問を防衛庁の政務次官に伺うのでありますが、それは確かに駐留軍はアメリカの軍隊です。それから自衛隊は日本国の自衛隊であるから、これは違います。補償等についても、いろいろ検討する面はございましょう。しかし、今ここでわれわれの論議の対象となっておるのは、ともかく飛行機がものすごい音を出すために、教育環境が正常に保たれず、教育に支障がある。その支障を除くするのにとらうたらよいかというところが、われわれの当面の議論の対象になつておるわけですね。従つて、今の法に不備があれば、今後皆さん方が研究されて整備していかなければならぬが、また、その努力をするということを表明されたわけでございますが、この学校の騒音防止については、今調達庁で根拠とされておるところの特損法、それに準拠して、自衛隊の飛行機であるが、駐留軍の飛行機であるが、教育環境に悪影響を及ぼしておる騒音は除去すると、そういう立場で努力をされるおつもりだろうと思ふますが、念のために私は、そういうふうな努力していただけるかどうか

ということ、政務次官からお伺いするとともに、具体的に防衛庁は来年度の予算の中からの程度の金額をこの騒音対策に振り向けるつもりであるか。また、今の防衛庁の予算で不足ならば、他にいかようにしてこれを確保して対策を講ぜられようとしておるかということ、調達庁は、あなたの所管の学校の騒音防止対策として昭和三十三年度の程度の予算を振り向けられる見込みか、どういふお考えで国会に予算を出されておるかということ

を具体的に数字を上げてお答えを願いたい。ということ、板付に行つた場合に、われわれの仲間のある人は、われわれは何党に所属しておるから、この問題は責任をもつて解決します、文部省は力がなくてやれないから、今後これは防衛庁の方で一切解決するようになったというふうな発言をされて、そのときに非常に住民、住民といつても校長先生とか、PTAの会長さんとか、市会議長さんがおられました、憤激の空氣が起りまして、非常に心配した事もあるのです。それで浜松にしろ、板付にしろ、あるいは栃木県の宇都宮の第二操縦学校のある横川の付近にしろ、一体調達庁は幾らの予算をもつてやろうとしておるか、それから防衛庁は幾らの対策費をもつておるか、それが問題なんです。それが不足ならば閣議で了承されれば予備費の支出も可能なわけなんですから、今は要らぬかも知れないが、来年度また補正予算が組まれる機会があれば、やる意思さえあれば、補正予算を組んでやるという方法もあるわけです。国家の全予算額に比べれば微々たる金額でこれは解決できるわけですから、やっぱり関

心を持たなければならぬと思ふのです。それで私はきょうこの席において先ほど申し上げましたように、調達庁並びに自衛隊の予想しておるところの予算額というものを、明確にお答えしていただきたいと思ふのです。それがお答えできないということであつたら、今年度の予算は私は審議できないと思ふ。まず政務次官からお答え願いたいと思ふ。

○政府委員(小山長規君) お答えいたしますが、学校の防音装置その他いろいろな騒音がございまして、今おっしゃいましたように、自衛隊の飛行機であつたと、米軍の飛行機であつたと、騒音は同じなんです。それから、われわれの方では騒音に應じてこれを消音装置をする、その基本方針は調達庁も防衛庁も同じであります。ただ、片方は法律上の基準がないというだけの相違でございます。従つて、基準としては一応の調達庁の基準をとつてやつておるということとをまず申し上げたい。

それから来年度の予算に幾ら計上しておるかということですが、これは見込みで基準をやつておるのではございませんことは、先ほど松永委員にお答えをいたしました、われわれの方には騒音対策費という項目はないのであります。しかし、消音の設備をするという基本方針は変りないのでありますからして、従つて、ケース・バイ・ケースでそのつと予算の中から大蔵省と折衝して科目の流用できるものは流用していく、いよいよいけないときは予備費から出す、こういうような方針をとつておるわけでありまして、○政府委員(相原益太郎君) 調達庁といたしましては、三十三年度の防音関

係の予算といたしまして約三億ほど計上して御審議願つております。これを多少内訳的に申し上げます、考え方としては、第一といつたしまして、先ほどからお話しにもございました一学級の生徒数を減らすための教室の増加というものを対する予算。第二番目といつたしましては、すでに防音工事を施行しました学校に対して、校長室、職員室に対して防音工事を施行する予算、第三には、現在まだ防音工事をいたしておらない学校等について、三十三年度に新たに防音工事を施行する予算、それから第四番目といつたしまして、これは学校とは関係ございませんが、医療施設に対しても、三十三年度におきまして若干の防音工事をやることにいたしました、この予算を計上しております。以上で約三億の予算を計上しております。

○矢嶋三義君 これで最後にいたしますが、防衛庁のケース・バイ・ケースといふのは、先ほど松永委員から指摘されましたように、非常に態度としておかしいと思ふ。消極的だと思ふ。ということ、一昨年には、横濱の羽田地区のお母さん方がたくさん文教委員会に押しかけてきて、とにかく私の近くの学校はやかましくて困るから見ていただきたいという陳情があつたのです。それからこの委員会が調達庁の方と行つて測定した。ところがこれはもうりっぱに防音装置をする資格がある、やらなければならぬといふので、すぐ解決したわけです。だから、お母さん方がたくさん押しかけてこなければ、そのままほうったらかされてあつたのです。こういう行政というものは反省されなければならぬと思ふのです。だから、今、調達庁の方は三億円云々ということですが、防衛庁関係は別に大したあれはない、ケース・バイ・ケースだといふことになれば、あるいは宇都宮の第二操縦学校の付近とか、あるいは浜松あたりの人がたくさん防衛庁に押しかけるか押しかけないかということ、予算をいたしたい対策が講じられるかどうかということ、これは陳情政治を誘発するものであるし、好ましくないと思ふのです。

従つて、今、国会に出されているのが項目別になつていないとすれば、早急にあなたの方では調査をされて、そうしてこれだけは解決せなければならぬ。従つて防衛庁の千四百六十一億円の中から、防音対策としてこれだけの金は生み出さなければならぬという私は数字をはじき出すべきであらう、かように思ふわけで、ぜひともそうやっていただきたし、なお、調達庁は予算に計上されている三億円の使途については一日も早く、一日早ければ子供は一日助かるのですから、一日も早くこの予算が活用されるように、格別の御配慮を特に要望いたす次第です。前段について、最後に政務次官に……

○松永忠二君 関連して。今お話が矢嶋委員からあつたのですが、よく、調達庁の方がそういうふうな計画を立ててやつておるのに、同じ自衛隊の防衛庁の方が、あれだけの予算を持っていながら、しかもケース・バイ・ケースだといふような言い方が、私はよくできものだと思ふのです。そんなこと、一体こういうふうなことが解決できると思ふのです。その点はやはり

今までのいろいろなことを質問をし、あるいは状況を話したか、全くどうも私どもは今の答弁は困ると思う。ともかく調査をされて、計画をされて、同じ調達庁に駐留軍の飛行機であつても、自衛隊の飛行機であつても、同じ騒音の被害があるということを確認しているという基本線があるならば、ケース・バイ・ケースという、そんな言い方でなくて、やはり早急に調査をして、それで計画を立てて実施をしていくと、金がないものについては、とにかく今後十分に検討して、金を出すような方向にいくという、そういう責任ある御答弁をいただきたいと思うんです。

○矢嶋三義君　あなた方は、積極的によらなければ全国の子供とお母さん、お父さんあたりから、その非情を責められることになるんですよ。私はやる気があれば、予算編成のときに積算してなくてもやれると思う。教えておきますからね。予算委員会では発表しておいたんですが、念のためにこでもう一度申し上げておきますが、一千四百六十一億円という防衛庁の予算は、根室から鹿児島まで国有鉄道線で、千円札をずつつないでいきますと、三往復半です。だから言いかえますと、根室から鹿児島駅まで七千円の厚さで、レール上にずつと金を敷き詰めたほどの予算を持っておるんです。

○政府委員(小山長親君) ケース・バイ・ケースと申し上げたのは、ちょっと誤解があったようではありますが、これは、同じ場所でも、あるいは飛行機の種類、飛ぶ回数、そういうものによつていろいろ違つて参ります。その点を申し上げたわけであります。防音装置について補償するという建前は變つておりません。同時にまた、この航空自衛隊では積極的にその騒音の度合いをはかつておるわけなんです。ただ、それが、申し上げましたように、一つの場合、あるいは陳情のあった場所という所だけに限つていいかどうかという点がありますので、全国的なものを見ながらやつていこう、こういうことを考えたわけであります。同時にまた、十分な調査ができておりませんでしたために、来年度の予算に特別の項目として、調査が終り次第、あるい

はそのすべての見当がつき次第やることだけは間違いないのであります。御了承願います。

○矢嶋三義君 あなたの方は、積極的にやらなければ全国の子供とお母さん、お父さんあたりから、その非情を責められることになるんですよ。私はやる気があれば、予算編成のときに積算してなくてもやれると思う。教えておきますからね。予算委員会では発表しておいたんですが、念のためにこでもう一度申し上げておきますが、一千四百六十一億円という防衛庁の予算は、根室から鹿児島まで国有鉄道線で、千円札をずつつないでいきますと、三往復半です。だから言いかえますと、根室から鹿児島駅まで七千円の厚さで、レール上にずつと金を敷き詰めたほどの予算を持っておるんですよ。この国会の廊下で言えば、地下から三階まで至る廊下、これをまん中に線を引きした場合に、その線の上に五百十六万円の厚さで、ずつと国会の廊下を回るほどの千四百六十一億円という予算を持っておるんですから、これをお母さん方に説明した場合に、この防音装置ができぬならば、あなた方は、子供と父兄からその非情を責められることになる。やる気になったら、これだけの予算を持ったら、できぬことではないと思いますので、先ほどから次官のお気持は私たちと同じようだし、非常に御理解のある答弁をしておりますが、要は実施するか、しないかという点にあるわけですから、格別の一つ御配慮をお願いして質問を終ります。

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて。

及び越境入学について、参考人を呼ぶこと及び現地調査、この二件については、次の理事会において協議することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(湯山勇君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

、学校教育法の一部を改正する法律案（衆）

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項ただし書を削る。

第五十条第二項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第百三条を次のように改める。

第百三条 小学校、中学校及び高等

学校には、特別の事情のあるときは、第二十八条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）又

は第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日

までは、護教論は、これを置かないことができる。

て準用する場合を含む。の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までは、事務職員は、これを置かないことができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立競技場法案（予備審査のための付託は二月十八日）

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案（松永忠二君外二名発議）

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する

る法律

(目的)

第一条 この法律は、精神薄弱、身

体不自由その他心身に故障のある児童又は生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団

体が公立の小学校及び中学校の特
殊学級における教育を振興するた
めに実施しなければならない諸施

策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図ることを目的とする。

二年法律第二十六号)第七十五条
第一項に規定する特殊学級をい
う。

〔国の任務〕

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、公立の小学校及び中学校の特殊学級にお

ける教育（以下「特殊学級教育」という。）の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が次の各

号に掲げるような方法によつて特殊學級教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 特殊學級教育の振興に関する
総合計画を樹立すること。

二 特殊學級教育に関する教育の

と。
内容及び方法の改善を図ること。
三 特殊学級教育に関する施設又

は設備を整備し、及びその充實を図ること。

の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を $\boxtimes$ るこ
と。

（教員の定員及び待遇）

第四条 国及び地方公共団体は、特殊学級教育の特殊性に基き、公立

の小学校及び中学校において特殊学級を担任する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講じな

ければならない。

(国の補助)

第五条 国は、公立の小学校及び中

学校で特殊学級を置くものの設置者に対し、特殊学級教育に必要な

られたいとの請願。

第九九六号 昭和三十三年三月四日
受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 北海道中川郡池田町立
大森小学校内北海道学
級複式教育研究連盟内
丸山太一

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一三三号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 岩手県盛岡市本町二一
三 小笠原栄一郎
紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一五五号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 滋賀県近江八幡市沖島
町近江八幡市立沖島小
学校内 森岡忠二
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一六六号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 福井県大飯郡大飯町本
郷 猿橋武兵衛

紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一七七号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 京都府船井郡日吉町字
田原 岡源太郎
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一八八号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 青森市浦町字橋本二九
八 秋元良治
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇一九九号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 三重県志摩郡志摩町和
具三、〇四四 福田円
二
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二〇〇号 昭和三十三年三月五
日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県愛知郡長久手村
大字長湫字城屋敷一〇
〇 山田義一
紹介議員 草薨 隆圓君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二二二号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 京都府北桑田郡京北町
下中島谷 東庄平
紹介議員 小西 英雄君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二二二号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島県名瀬市小浜町
七班 有川重允
紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二三三号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 長野市西長野 原山茂
夫
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二四四号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 岐阜県恵那郡上矢作町
窪田龍雄外四百七十
八名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二五五号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県糸魚川市大字宮
平 水沢校士
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二六六号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 秋田県由利郡島海村村
立直根小学校内 井岡
政雄
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二七七号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町五
九五町立本泉南小学校
内 木村左文治

紹介議員 関根 久藏君 天田
勝正君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二八八号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 宮城県仙台市北七番丁
一二七ノ一 橋本亮
紹介議員 高橋進太郎君 三浦
義男君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇二九九号 昭和三十三年三月五
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願(一通)

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿村大
字下永野一、一一三
田代照男外二十万九千
名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇五一一号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 長野県飯山市飯山町
吉沢菊之進
紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇五二二号 昭和三十三年三月六

日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 群馬県前橋市百軒町二
二九 長井伝八
紹介議員 大竹平八郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八二号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島県名瀬市南安勝
町二班 朝戸大屋治
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八三号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県東春日井郡旭町
三郷一、二八四 山田
桂
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八四号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県糸魚川市大野新
舟 水沢祐造
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

である。
第一〇八五号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県高田市西城町二
丁目 高野盛義
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八六号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 名古屋市中区紙漣町一
ノ三 伊藤豊次
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八七号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 静岡県周知郡森町天の
宮一、一七一ノ三 塚
本 勲
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八八号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県豊川市白鳥町下
郷中一〇五 市川正男
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇八九号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城
町 杉野 田子山実徳
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九〇号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島県名瀬市新関町
三班 西忠茂
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九一号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県愛知郡長久手村
大字長湫字城屋敷 山
田金一
紹介議員 成瀬 暢治君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九二号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島県出水郡東町伊
唐小学校内 橋口千代
徳
紹介議員 高野 一夫君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九三号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 和歌山県伊都郡花園村
梁瀬 中井義二
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九四号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 福岡県朝倉郡小石原村
小石原中学校内 江藤
亨一
紹介議員 山本 経勝君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇九五号 昭和三十三年三月六
日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 長崎県西彼杵郡村松村
山口光次外二千七百三
名
紹介議員 藤野 繁雄君 秋山
俊一郎君 西岡 ハ
ル君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第一〇三〇号 昭和三十三年三月五
日受理
義務教育費国庫負担増額等に関する請
願

請願者 青森県議会議長 大島
勇太郎
紹介議員 若米地義三君
昭和三十三年度予算の編成にあたり教
育に関する諸問題を緊急に解決するた
め、(一)義務教育費の大規模国庫負担(総
額の五分の四)制度の確立、教科書無
償配付の完全実施、高校定時制教育等
教職員給与費の四割国庫負担、交付税
率三〇パーセント引下げ等のため法律
を改正すること、(二)過剰学級をすみ
やかに解消し、一学級の収容人員を引
き下げて学級編成基準の適正化を図る
こと、(三)教職員給与の改善のために
当初予算には完全復元と年間昇給昇格
の完全実施に要する経費を計上するこ
と、(四)学校建築、施設については二
部授業及び非常授業教室解消のための
経費を計上すること、等に関し早急に
実現するよう特別に配慮せられたいと
の請願。

第一〇三十一号 昭和三十三年三月五
日受理
学校保健の法制化等に関する請願

請願者 青森市長島一青森県教
育庁内青森県学校保健
会内 渡辺金次郎
紹介議員 若米地義三君
現行学校保健に関する制度は法規上、
または予算上きわめて不備不十分で児
童生徒の健康保持増進及び学習能率の

向上のためまことに遺憾であるから、
(一)学校における衛生及び安全の保持
に関する措置、(二)就学前の健康診断
及び学校における健康診断とその事後
処置並びに健康相談、(三)学校伝染病
の予防措置、(四)学校管理下における
児童生徒の負傷、疾病等に対する措置、
(五)保健室等について規定した学校保
健法を制定するとともに、学校保健予
算についても十分なる国庫補助予算を
計上するよう早急に措置せられたいと
の請願。

第一〇三四号 昭和三十三年三月五
日受理

実業高等学校実習助手の身分等改善に
関する請願

請願者 福島県平市梅本町二一
鈴木盛枝

紹介議員 高田なほ子君

産業、理科、科学教育の振興が宣伝さ
れ、その対策が種々考究されている
が、これらの教育にとつて実験実習は
最重要な要素である。しかるに、現在
の高等学校における、これらの教育の
機械や器具は非常に複雑精密になつて
きており、その操作や整備点検のため
に、専門的な技術を備えた実習助手を
必要とすることは、昭和三十三年の中
教審の報告書にも明らかとなつてい
るにもかかわらず、これら実習助手につ
いての規定は、きわめてあいまいで、法
的な根拠がうすく、便宜的に考えられ
ているため、実習助手の身分並びに待
遇は非常に悪く、また、将来教諭とな
る道も事実上閉ざされている実情で、今
後すぐれた実習助手を確保することは
困難であるから、産業、理科、科学技
術教育の重要な使命を負う実習助手の

身分、待遇を改善するために、(一)実
習助手の職務について、「学校教育法」
に明示し、高等学校に置かねばならな
い職に加えること、(二)「教育公務員特
例法」の定める教育の中に実習助手を
加え、教育公務員たる身分を明らかに
すること、(三)「教育公務員特例法」中
の恩給法第二十二条に規定する教育職
員準教育職員としての規定を実習助手
にも準用すること、(四)「教育職員免
許法」の附則を改正し、高等学校を卒
業して実習助手となり、一定の資格を
備えたものに、高等学校二級普通免許
状を授与できるようにすること等関係
法の改正を図られたいとの請願。

昭和三十三年三月十九日印刷

昭和三十三年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局